

第五回國會議院農林委員會會議錄 第二十一号

昭和二十四年五月十二日(木曜日)

午前十時二十五分開議

出席委員

委員長 小笠原八十美君

理事坂本 實君 理事松浦 東介君

理事八木 一郎君 理事山村新治郎君

理事八百板 正君 理事長谷川四郎君

理事深澤 義守君 理事寺本 齋君

遠藤 三郎君 河野 謙三君

坂田 英一君 田中 彰治君

野原 正勝君 平野 三郎君

淵 通義君 村上 清治君

藥師神岩太郎君 石井 繁丸君

井上 良二君 大森 玉木君

竹村奈良一君 中垣 國男君

吉川 久衛君 寺崎 覺君

出席國務大臣

農林大臣 森 幸太郎君

出席政府委員

(經濟安定本部 生活物資局長)

總理廳事務官 東畑 四郎君

農林政務次官 若米地英俊君

(食品局長) 農林事務官 三畑 參郎君

(開拓局長) 農林事務官 伊藤 佐君

委員外の出席者

専門員 岩隈 博君

五月十二日

土地改良法施行法案(内閣提出第一九九号)

の審査を本委員会に付託された。

同月十一日

開拓地の電気設備費國庫補助に關す

第一類第十一号 農林委員會會議錄

第二十一号 昭和二十四年五月十二日

る陳情書(島根縣議會議長恒松安夫)

(第四四四号)

大分縣立林業試驗場を國立に昇格の

陳情書(大分縣日田市長廣瀬正雄外

四名)(第四五五号)

稻作の坪刈調査施行の陳情書(海外

引揚者連盟淡路支部長中谷竹三郎)

(第四六五号)

養魚場を未墾地買収の対象から除外

の陳情書(愛知縣池田養殖特別漁業

會駒澤昌外九名)(第四七一号)

農地委員會に對する國庫補助増額の

陳情書(新潟縣岩船郡神村農地委

員會長入藤後幸七外千三百名)(第四

八一号)

食糧確保臨時措置法改正等の陳情書

(神奈川縣協議會長重田朝光)(第四

八三号)

を本委員會に送付された。

本日の會議に付した事件

土地改良法案(内閣提出第一八〇号)

土地改良法施行法案(内閣提出第一

九九号)

油糧配給公團法の一部を改正する法

律案(内閣提出第二二七号)(予)

○小笠原委員長 これより會議を開き

ます。

前會に引続き土地改良法案を議題と

し質疑を継続いたします。深澤君。

○深澤委員 土地改良法案についての

質問であります。この法案は非常に

廣汎なる、しかも日本の農業にとつて

非常に大きな計画であると思つてあ

ります。この土地改良法案の通過に

よつて、いかなる改良計画を持つてお

られるか。もしそれが準備されてお

りましたならば、一應お伺いしたいと思

います。

○伊藤(佐)政府委員 この法案の通過

による計画と申しますか、実は經濟復

興五箇年計画におきまして、日本の農

業がどうあるべきかというのを、昨

年安定本部を中心いたしました。い

ろと検討いたしましたのでございま

す。それが今度のドッジラインによ

りまして一應ストップ状態になりました

が、私もといたしましては、日本の農

業の將來占める地位というものを、あ

の計画の中でかくあるべきものと考

えておつたのであります。それでその計画

は一つの理想でございますが、その計

画によりまして、五箇年間に各種の土

地改良によりまして、米に換算いたし

まして大体八百万石の増収を來すと

いうことになつておるのであります。

○竹村委員 関連してお尋ねいたしま

す。そういう増収計画をされておると

いたしますならば、日本における輸入

食糧というものを相当少くすることが

できる。そういったしますと、現在輸入

食糧に對していろ／＼な形で出してお

る補償金というか、そういうものを相

当減額することができると考へる。つ

まり増収をしたならば、それだけ輸入

食糧を少くできる。そうするとそれだ

けの差額は大体どれだけに當るか。

その金額をお知らせ願ひたい。その金

額がそれだけ減額されるならば、土地

改良事業にも相當の補助金が出せるは

ずです。その点をひとつ明確にしてい

ただきたい。

○伊藤(佐)政府委員 ただいまのお尋

ねの点につきましては、二つの問題が

あると思つております。一つは人口

増加の問題であります。年々百万人余

の人口が増加いたしておりますので、

二合七勺平均をいたしまして、食糧

の面におきまして年に百万石近い自然

増加があると思つております。もう

一つは二百万トン程度のものを海外か

ら輸入いたしまして、それでやつと二

合七勺の配給を維持しておるとい

う程度であります。二合七勺というの

は十分であるかどうかという点の問

題、この二つの点がございませう。かつ

台湾から米が、千三、四百万石くら

い入つておりました。これはトン数に直

しますと、ちようど二百万トンくら

に當るのであります。そのほか台湾の

砂糖が百万トンないし二百万トン入

つておりました。これも御承知のよ

うに含水炭素で米と同様な成分でござ

いますので、しかもカロリーからいた

しますと、砂糖の方が一割多いのであ

ります。従いましてこの百万トンない

し二百万トンというものは、米に換

算いたしますと、成分におきましてや

はり七、八百万石に當るものでありま

す。そのほか畜産関係におきまして、

濃厚飼料、とうもろこし、あるいはふ

すまとか、その他コブラかすというよ

うなものがあります。そういうつたよ

うなものが年々百万トン入つてお

りますが、これも現在におきましてはき

めてこれは多々たるものでございま

すので、従いまして國內におきまして

家畜の食うものと人間の食うものと

お互いに食い合いをする。また結局相

當な部分の人間が食つておつたものが

今家畜が國內の食糧を食つてるとい

うことも考えられます。それと満州の

大豆及び大豆かすでございませうが、こ

れも年々八、九百万トン入つておつた

のであります。そういうつたような支那

事變の前におきまして、相当日本人が

十分に働けるだけのものを食つてお

つたというふうな状態のことを考へてみ

ますと、今の人口の自然増の問題と

からみ合せまして、今後日本の經濟再

建の上に、十分各人が働くという意味

合からいたしまして、早急に私は輸入

は減少すると思われぬのでありま

す。現在の水準を維持する限り、また

人口増加を補つてあまりある限りは、

輸入防遏になりますけれども、そう

いつたようなフアクターがございま

すので、これは急に輸入の減少まで行

くかどうかということは、私は疑問に

考へております。

○深澤委員 もちろん人口増加により

輸入は減少できない。この点はよくわ

かるのであります。しかしながらもし

この土地改良事業が起らなかつたら

ば、人口増加の分だけはそれだけまた

輸入を増やさなければならぬ。これは

はつきりしておられます。従つてそう

いふふうに輸入を増加しますならば、や

はりそれだけは補給金というものは殖

えて行く、従つて土地改良事業をやるのであるから、殖やすべきものを殖やすないで済むのであります。その差額金というものは莫大な利益で、この利益は國家全体が利益をするのでありますから、國家においてこの改良事業に対するところの補助というものを、見越して多くとることが正しいと思つておりますが、この点いかがですか。

○伊藤(佐)政府委員 たいま仰せのように、土地改良事業は少くとも輸入の防遏に対して、大きな力を持つていふことは御説の通りであります。従いましてわれ／＼といたしましては、今度の九原則にもございませうように、輸入の防遏に対して効果のある九原則には基礎的の生産資材ということを書いてございませうが、最も基礎的な生産資材といたしまして、食糧増産の基礎になります土地改良については、何らかの機会において、この法律の制定を契機といたしまして、ぜひとも考えていただきたいというふうに考へておるわけでありませう。

○深澤委員 昨日もちよつと質問して、まだ明確になつていないのであります。本法案は、現在全國に起つておりますところの、非常に荒廢した日本の農地の積極的な改良に、これが利用されることを望ましいのであります。が、一体この法案が通過いたしますれば、ただちにこれを積極的に実行するといふ積極性を持つた法案であるか、あるいは下からそうした土地改良の要求があつた場合に受けて立つた法案であるか、この法案のそういう積極性を持つた法案であるか、あるいは非常に消極的な法案であるか、そういう点

についての御意見を承りたいと思ひます。

○伊藤(佐)政府委員 これはどうも非常にむずかしいお尋ねであります。が、われ／＼の考へておられますのは、この法案によりまして土地改良事業を促進して参りたい。しかしこの形式といつたしましては、これはあくまでいわゆる上の方から押つけてやるということであるに、盛上つて来る力によつてやるといふ形でも参りたいというのがこの法案の趣旨でございます。

○深澤委員 つまりこの法案の根本的な趣旨は、農地改革の後に來るべき当然の日本の農地の能率の高度化ということに目標があるのであります。むしろわれ／＼の考へからいたしますれば、農地改革を宣傳し、促進したよりに、またこの土地改良をも十分徹底せしめあるいは急速にやらせるといふようなことが必要であるということも考へるのであります。また日本の食糧關係から申しても、そういうことが要請されていると思つておられます。従つてただ下から盛上つて來るのを待つておられるというふうなことでありまして、成立した法案の趣旨が十分生かされることのできないのではなからうか、こういうふうに考へるのであります。その点いかがでせうか。

○伊藤(佐)政府委員 御説の通りに、この法律によりまして、農地改革後の最も大きな問題であります土地生産力の高揚をはかつて行くといふ積極的なねらいを持つておられるのであります。そのために、これはむろんその趣旨の徹底には努めなくてはなりません。が、形といたしましては、あくまでもやはり盛り上げる力でも参りたいといひ

ふうに考へております。

○深澤委員 内容に入つてお尋ねいたしますが、昨年、二十二年度の水害以來、未復旧の耕地が相当にあると思ふのであります。なおあの侵略戦争の際において、何ら肥料を與へずして、農民の努力によつてのみ持ちこたえられて來た日本の農地といふものは、非常に荒廢の極度に達していると思つておられます。従つて土地改良の必要は、農民の間から熾烈な要求となつて現われておられるのであります。が、当面災害復旧のために必要な耕地が相当あると思ひます。もしもこれに土地改良を行うならば、まづたく穀倉地帯となり得るような場所が多々利根川沿岸等にもあるのであります。こういうような災害復旧の必要である耕地に対して、現在農林当局はどういう急速なる土地改良計画を持つておられるか、その点もございませうとお伺ひしたいと思つておられます。

○伊藤(佐)政府委員 最近非常に災害が年々起つておられるのでございませうが、二十四年度の初め、この四月一日現在におきまして、これはわれ／＼の方面から見ました、すなわち從來の方面で行けば、政府が補助金を出して復旧をいたすべき性質のもので、今四月一日現在で残つております分は、耕地といたしまして六万六千三百四十町歩であります。それから農道等にいたしまして一千七十七万七千七百七十七町歩、水路、溜池ありは取入口といふようなものであります。が、そういうたよりのもので七万三千四百箇所、これだけのものが現在残つておられるのであります。

○深澤委員 それから土地改良の事業内容として、開田または開畑といふものがあるのであります。これは開拓關係に關係して來る問題であると思つておられます。が、日本の全面積に対する耕地面積の割合といふものが非常に僅少でありまして、日本の食糧問題を解決して、自給自足の態勢を整へるためには、開田、開畑といふようなものが非常に必要であると思つておられます。従來の開拓關係とこの土地改良事業の内容をなすところの開田または開畑との關係は、どういふような關係にあられるのか、ちよつとその点をお伺ひしたいと思ひます。

○伊藤(佐)政府委員 これは從來と申しますと、非常に多年にわたるもので、一部はお手元に差上げました土地改良に関する参考資料にも載つておられるのであります。最近の問題といたしましては、特に終戦後、大きく土地改良なりあるいは開墾、開拓の問題が取り上げられて参つておられます。その終戦後のものにつきまして申し上げてみますと、開墾の關係でございませうが、これは昭和二十年の十一月から本年の三月までの間におきまして、田畑合せまして三十四万九千八百町歩ができておられます。そのうち田が二万一千三百七十町歩でありまして、畑の方が三十二万八千五百町歩といふことでありませう。それから土地改良の方であります。これは資料を調べてみて申上げます。

○深澤委員 開田開畑の關係も非常に促進して参つておられるので、四國地方に相當するような開拓が行われておるといふようなことも聞いておるのであります。が、しかしながらおそれるこの開田開畑の統計の基礎は、政府の補助金あるいは机上プラン等によるところのもの

ではないかと私は考へるのであります。われ／＼が開拓地の実情を見ますと、いまだそれが自耕畑としてこれを扱うような程度に参つていないと思ふのであります。従つてせつ／＼の開田開畑あるいは開拓の地点は、もつと熱意を持つて指導しなければ、遂にまた荒廢地に歸する危険性が多分にあると思つておられます。この点についてどういふような方針を持つておられるのかお伺ひしたいと思ひます。

○伊藤(佐)政府委員 今深澤委員の仰せになりましたように、確かに戦後急速に行はれた開拓事業につきましても、相當われ／＼の方としても反省する点があるのであります。これは一面にはたゞ／＼問題になつておられます。野との調整、これにつきましても、すでに十分注意いたしまして、それ／＼の方法をとつてございませうが、すでに開墾された土地につきましても、當農指導といふ点に、特に重点を置かされて、現在実施いたしておられる次第であります。

○深澤委員 それから最近農村に税金の過重と、供出の過重といふような關係において、農地の耕作放棄が相當起つておられるのであります。しかもその耕作放棄されるところは非常に地力も劣等なところであり、あるいは耕作に不都合なところが相當行われておられるのであります。現在におきまして一万余千町歩の耕作放棄があると言われておられるのであります。もちろんそれをまたかわりにつくつておるといふような人々も相當あると思ひます。が、現在全然手をつけずに放棄されているという土地がどのくらいおられるのか。そしてそれらに対する土

地改良の面から、どういふぐあいに
考へになつておるのか、その点をお伺
いしたいと思つておるのではありません。

○伊藤(佐)政府委員 耕作面積の点に
つきましては、今ちよつと私の方の資
料がございませんで、後ほど調べま
して申し上げますが、つまり耕作をし
ないといふことにつきましては、いろ
いろな原因があるかと私は思うので
あります。必ずしもそれが土地改良の
対象になる土地ばかりとも限らないの
であります。これは別な面の税金の
関係とかあるいは労力の関係とか、い
ろいろな面があるかと思つておるの
であります。それから数字につきましては農
政局の方でわかつておると思つては農
政の方で調べてお知らせ申し上げま
す。それから先ほどお尋ねのありまし
た土地改良の点であります。この土
地改良はちよつと戦争中昭和十八年か
ら第一次、第二次、第五次まで始めて
おるのでございまして、それによりま
すと、各種の暗渠排水、客土、灌
漑、排水、機械揚水、耕地整理とい
うようなものを合せまして、面積は三百
四十一万三千町歩であります。これは
実際問題といたしまして、同じ一枚の
たんぼにつきまして、暗渠排水をや
り、同時に客土をやらなければならぬ
といふところもございまして、また排水
をやりました場合には、必ず一方で灌
漑水が必要であるといふこともござい
ますので、面積は、ダブつておりま
す。こゝういつたような成績になつてお
ります。

○深澤委員 御承知のように、日本の
農村には相当山間農村がございまし
て、その山間の農村では相当大規模な
用水路を必要とするのであります。と

ころが最近における山林の濫伐等によ
りまして、相当この用水路が破壊され
まして、一反歩に対する水利費の負担
というものが相当歴大なものがあるの
であります。そういうような関係にお
いて、農業経営自体に大きな危機をも
たらしておるといふことが言えるので
あります。こゝうした山間部の用水
路の荒廢、その復旧といふような問題
について、何か御計画を持つておられ
るならば、ひとつお伺いしたいと思
います。

○伊藤(佐)政府委員 ただいまは山
間部のお話でございまして、ひとり
山間部に限りませんが、中腹あるいは平
地地帯におきましても、同様な問題が
あるわけでありまして、これらの問題に
つきましては、土地改良事業の中に当
然包含されると思つて、その面
修復等につきましての國庫補助の道を
講じて参りたいと思つておる。これは従
來も同様でございまして。

○深澤委員 それからちよつとお伺
したいと思つておるが、農地委員会と
この土地改良区との関係であります。こ
の土地改良区に行われるところの交換
分合、あるいは土地の取得といふよう
な問題が起つて来るのであります。こ
れと農地委員会との関係をどうい
うぐあいに調節せられるのか、この点ひ
とつお伺いいたします。

○伊藤(佐)政府委員 交換分合を行
います場合は、法律にございましてよう
に三通りあるのであります。と申しま
すのは、主体が三つあるものでありま
す。一つは市町村の農地委員会が主体
になつてやります場合、もう一つは
土地改良区がやります場合、もう一
つは農業協同組合がやります場合で

あります。それ／＼の規定がございま
すが、農地委員会が行います場合にお
きましては、これは交換分合の対象と
なる土地の耕作者の二分の一以上の同
意を得まして、その同意があつた場合
に計画をする。さらにその計画そのも
のにつきましては、同じくその交換分
合の対象となります耕作者の三分の
二以上の同意がありまして、初めて計
画ができるのであります。その計画に
つきましては、初めて効果が生ずると
いうことになっておる。それからそれ
ら協同組合につきましては、これは組
合の性質上、すべての関係者の同意を
得ました上で、府縣知事の認可を得ま
して、初めて交換分合が行われるので
あります。それから土地改良区の場合
におきましては、これは当然工事を伴
うのが普通でございまして、換地処
分計画の際にやりますので、それは同じ
く都道府縣知事の認可を受けて交換分
合が行われるといふことになってお
ります。

○深澤委員 この土地改良が行われ
た後において、地力が増進いたしま
して増産が行われることは間違いない
のであります。これは先般本委員
会の調査班が、埼玉縣二合半領を調査
した場合におきまして、水災にたいま
だちにもとのような良田にはなつた
てあります。その費された費用とい
うものは全然無視せられて、他の一般
のたんぼと同じように供出割当が来た
ために、非常に農家は苦しんでおるの
が今日の現状であります。この土
地改良を行つて相当の費用を投じたそ
の土地改良区からの増産に対して、た

だちに増産部分を供出対象にするとい
うようなことは、これはいたゞらに土
地改良の促進をはばむ結果になるとい
うような考へを持つておるのでありま
すが、この土地改良による増産分に対
して、供出割当等はどういふぐあいに
お考へになつておるのか。あるいはま
た課税等の問題については、どうい
うぐあいに処置せられるのか。この点ひ
とつお伺いしたいと思います。

○伊藤(佐)政府委員 ただいまお話
の、災害復旧を相当な費用を投じてや
つた地区についての供出割当の問題で
ございまして、この点につきまして
は、内部的に省内でいろいろ相談を
いたしておりますけれども、まだ申し上
げるようなところまで至つておりま
せん。税金の問題につきましては、こ
れはちよつと私どもの関係を離れま
すので、何ともお答えいたしかねます。
○深澤委員 この課税問題は、私は超
過供出分に対しては課税するといふよ
うなことに思つておる。相当大きな問
題が起つておると思つておる。こ
この土地改良によりまして増産された
部分に対して、ただちにそれは所得で
あるから、これに所得税をかけるとい
ふことになると思つておる。土地改良
をやることによつて、かえつて負担を
重くするといふ結果になると思つて
あります。従つてこの点につきまして
は、今後とも土地改良による増産部分
に対しては、一定の期限を切りまし
て、その課税免除をするとか、供出の免
除をするとかいふような処置が講じら
れなければ、おそろく土地改良は円滑
に促進しないであらうといふことを憂
うるものであります。これに対する農
林当局の方の御意見を拜聴し、また今

後どういふ御努力をせられるか、ひと
つお伺いしたいと思います。

○伊藤(佐)政府委員 現状をまず最初
に申し上げますと、深澤委員の仰せの
ように、土地改良がされたものにつ
きましては、一應供出の対象になつてお
ります。但しそれはこゝから土地改
良をいたしますと、ただちにその土地
改良をされただけのものがこゝから
供出の対象になつておられません。御
承知のように現在の供出割当の基礎に
なります生産数量といふものは、過
去五箇年間のうちで最大最小の必要な
土地をとりましたものの平均になつて
おります。従いまして土地改良を昨年
からやりますと、本年から効果を生
ずるといふ場合、現実を考へて見ま
すと、その数字は本年は一つも入つて
おりません。來年からは五分の程度
のものが入つて来る。最後に六年目
に全額が入つて来る。こゝういつたよ
うなことになつておる。しかしわれ
われの方でございましては、それで
まだ十分でございませんで、いろいろ
内部的に相談いたしておる。ま
だ、先ほど申し上げました通り、まだ
申し上げるまでには至つておりませ
ん。

○深澤委員 この改良区の設定により
まして事業が進捗いたしまして、その
賦課金の問題または換地処分等の清算
金の徴収等については、その滞納があつ
た場合におきましては、國稅滞納処分
によつて徴収するといふようなこと
で市町村長に委任して、それを強行する
といふような規定があるのでありま
すが、少くとも土地改良といふもの
は、働く農民が円満に民主的に相談を
いたしまして、運営しなければならな

す。

○伊藤(佐)政府委員 第三、第四両四半期合計いたしました五億であります。

○八百板委員 傳えられたところによりますと、昨年の二十億の実績にかんがみまして、大体この五倍の農林金融の道を講じつつあるというふうに関心しておりますが、たとえばこれを百八億と計上いたしました、そのうち対日援助見返り勘定から六十五億、預金部から四十三億の融資を受けてこのまかないをつけて行きたい、そのうち土地改良にまわるものとしては、対日援助見返り勘定から十一億八千万、預金部から十五億六千万ということを開いておるのでありますが、かような資金の計画がどの程度に進んでおるかというのを、もう少し具体的に御説明をお願いしたいと思います。

○伊藤(佐)政府委員 これは日本内部において経済安定本部とわれ／＼の間で一應固まつた数字、それから現在経済安定本部がこれに基きまして司令部と事務的な交渉をいたしておる程度のものであります、まだ決定には遠い数字でございますので、その意味でお聞きをいただきますが、土地改良法関係の事業に対して、見返り資金から五十七億、それから預金部資金から十九億というものを安定本部とわれ／＼の間で事務的の了解をつけ、目下それ／＼交渉に当っておる次第であります。なお見返り資金につきましては、司令部の方からそれに関しまして、一、二鉄道あるいは通信関係というふうなはつきりしたのもありますが、それ以外のものにつきましても、まだ具体的にどういふ事業に貸す、あるいはまたどういふ機関でどう

いう利率で貸すということにつきましても、何ら意思表示がございませんで、日本政府側としても、ただいま申し上げましたのは向うに対する要望として出しておるような実情であります。

○八百板委員 資金関係についてお伺いしたいのでありますが、御承知のように、農地改革による土地の賣渡し代金の会計があるはずで、百億を越える金額になつておるだらうと思ひますが、その点どういふふうな数字になつておりますか、この際ちよつと伺つておきたいと思ひます。

○伊藤(佐)政府委員 農政局の方から聞いておりますところでは、現在三十億円あまりであります。この六、七月ごろになると多少ふえる予定のようでありますが、現在のところは、三十億ばかりであります。それでその額は全部今預金部の方に預け入れをしてあるわけでありまして、それでその分から相当地を土地改良あるいは災害復旧というふうな方面に、少くともつなぎ資金という意味におきましても出してもいいというところで、内部的に折衝いたしております、農政局といたしましても、その考え方で今関係方面あるいは大蔵当局と折衝中あります。それには簡単な法律がやはり必要でございますので、何とかしてこの国会に出していただきたいというふうな考え方を、今進めたいと思ひます。

○井上(良)委員 ちよつと関連して質問したいのですが、問題は今八百板君が質問しております、個々の農家の利益となる事業に対しては補助金をすることはならぬ、中止するということが本年の土地改良から実施されることにな

りまして、全国の土地改良事業を実施しております地区並びに関係者は、非常な恐慌を來しておるわけでありまして、そこで今説明を聞きまして、それに対する何らの具体的な処置が政府として打たれてない。ただ何とか資金を融通してやりたい。また次に何とかひとつ考えようというくらいのこと、現実の農繁期、植付を控えて、何ら処置を講じておられないというところは政府の責任ですよ。しかも將來何とかしてやりたいと思つて、一つの希望をかすかに表明されておるだけで、やるという確信を持つていない。問題はそこなんです。これはわれ／＼が承るところによつて、関係方面の意思として、個々の農家の受ける利益について、個々の農家の責任においてやれ、そういうものに國が補助すべきではない。そういう意見に基いてこの予算的措置が講ぜられておることである。

○八百板委員 たいま次官よりのお話によりまして、確信をもつて処理するといふお話であります、昨日この問題について大臣に伺いましたところ、そういう事務的な問題は私の関與するところではないと言つて、私に対する答弁を拒否したのであります。私はこの際そういう態度をもつてこの法案を出されることをもつては、とうていこのような重大なる法律を、内容的に完遂することはできないではないかというのを非常に心配いたすものであります。御承知のように、農業以外の産業の面におきましては補助をしないという原則を立てながらも、依然として打切らないで、相当補助的性質の支出が出されていることは御承知の通りであります、農業方面だけがなせ

まづ先にその犠牲を受けて削られなければならなかつたか。ただ入れものだけをつくつても、中身がなかつたらば何にもなりません。土地改良法というふうなものをつくりましても、それは一つの事業を行うための規則でありまして、問題は内容に盛り込まれる事業そのものでなければならぬのであります。その事業そのものを決定するものは、言うまでもなく財政的金融的措置でなければなりません、そういう問題についてはわしは知らぬというふうな態度をもつて臨むことは、この大きな法案を決定するにあつては、まことに聞き捨てならぬ態度ではないかと私は思うのであります。この点次官より大臣によく傳えていただきたいというのを要望いたしました、同時にこの際次官のこの問題に対する考え方を、もう一べんはつきりお答え願ひたいと思ひます。

○八百板委員 たいま次官よりのお話によりまして、確信をもつて処理するといふお話であります、昨日この問題について大臣に伺いましたところ、そういう事務的な問題は私の関與するところではないと言つて、私に対する答弁を拒否したのであります。私はこの際そういう態度をもつてこの法案を出されることをもつては、とうていこのような重大なる法律を、内容的に完遂することはできないではないかというのを非常に心配いたすものであります。御承知のように、農業以外の産業の面におきましては補助をしないという原則を立てながらも、依然として打切らないで、相当補助的性質の支出が出されていることは御承知の通りであります、農業方面だけがなせ

○八百板委員 たいま次官よりのお話によりまして、確信をもつて処理するといふお話であります、昨日この問題について大臣に伺いましたところ、そういう事務的な問題は私の関與するところではないと言つて、私に対する答弁を拒否したのであります。私はこの際そういう態度をもつてこの法案を出されることをもつては、とうていこのような重大なる法律を、内容的に完遂することはできないではないかというのを非常に心配いたすものであります。御承知のように、農業以外の産業の面におきましては補助をしないという原則を立てながらも、依然として打切らないで、相当補助的性質の支出が出されていることは御承知の通りであります、農業方面だけがなせ

○八百板委員 たいま次官よりのお話によりまして、確信をもつて処理するといふお話であります、昨日この問題について大臣に伺いましたところ、そういう事務的な問題は私の関與するところではないと言つて、私に対する答弁を拒否したのであります。私はこの際そういう態度をもつてこの法案を出されることをもつては、とうていこのような重大なる法律を、内容的に完遂することはできないではないかというのを非常に心配いたすものであります。御承知のように、農業以外の産業の面におきましては補助をしないという原則を立てながらも、依然として打切らないで、相当補助的性質の支出が出されていることは御承知の通りであります、農業方面だけがなせ

まづ先にその犠牲を受けて削られなければならなかつたか。ただ入れものだけをつくつても、中身がなかつたらば何にもなりません。土地改良法というふうなものをつくりましても、それは一つの事業を行うための規則でありまして、問題は内容に盛り込まれる事業そのものでなければならぬのであります。その事業そのものを決定するものは、言うまでもなく財政的金融的措置でなければなりません、そういう問題についてはわしは知らぬというふうな態度をもつて臨むことは、この大きな法案を決定するにあつては、まことに聞き捨てならぬ態度ではないかと私は思うのであります。この点次官より大臣によく傳えていただきたいというのを要望いたしました、同時にこの際次官のこの問題に対する考え方を、もう一べんはつきりお答え願ひたいと思ひます。

○八百板委員 たいま次官よりのお話によりまして、確信をもつて処理するといふお話であります、昨日この問題について大臣に伺いましたところ、そういう事務的な問題は私の関與するところではないと言つて、私に対する答弁を拒否したのであります。私はこの際そういう態度をもつてこの法案を出されることをもつては、とうていこのような重大なる法律を、内容的に完遂することはできないではないかというのを非常に心配いたすものであります。御承知のように、農業以外の産業の面におきましては補助をしないという原則を立てながらも、依然として打切らないで、相当補助的性質の支出が出されていることは御承知の通りであります、農業方面だけがなせ

○八百板委員 たいま次官よりのお話によりまして、確信をもつて処理するといふお話であります、昨日この問題について大臣に伺いましたところ、そういう事務的な問題は私の関與するところではないと言つて、私に対する答弁を拒否したのであります。私はこの際そういう態度をもつてこの法案を出されることをもつては、とうていこのような重大なる法律を、内容的に完遂することはできないではないかというのを非常に心配いたすものであります。御承知のように、農業以外の産業の面におきましては補助をしないという原則を立てながらも、依然として打切らないで、相当補助的性質の支出が出されていることは御承知の通りであります、農業方面だけがなせ

かしますならば、どれだけ政府の補助の割合があつて、どれだけ個人負担の部分があつて、しかもその中でどれだけ融資の道を講じなければならぬと見られる面があるかということに明確にするには、この法案の基本的性格を決定するものであります。こういうふうな法案そのものの基本的性格を決定する重要な問題について、それは事務当局の者以外には知らぬというような態度でおられることは、何と説明せられましても、私の納得し得ざるところであります。しかしこの問題を私は今ここでこれ以上申し上げようとは思わないのであります。

具体的な法案に關連する問題についてももう少しお尋ねしてみたいと思つてあります。先ほど局長のお話によりますと、八億の予算的支出のほかに、金融的措置の相当額の考慮が拂われてゐるといふことを聞いたのであります。

が、補助の率は一律に行われるものであるかどうか、一律に行われぬものとするならば、どういふ基準に従つてその補助の率を決定し、その結果本年度の事業計画の上においては、平均してどのくらいの補助率を見込んでおられるか、そういうふうな点をこの際御答弁を願ひたいと思つてあります。

○伊藤(佐)政府委員 補助の率でございますが、大規模の國営用排水事業、これは大面積にいたしまして受益面積三千町歩以上ぐらいのところを從來押えておられます。こういうものは基本的な施設についても非常に金がかかりますので、こういう箇所については國営農水利の補助率は六割であります。それからそれよりも規模の下つて三百町歩ないし三千町歩ぐらいまでの

程度のもの、いわゆる都府縣營の農水利、あるいは土地改良事業については、五割國庫補助をいたして参るのであります。さらにそれ以下のものについては、これは四割程度であります。それから災害復旧については、共通的な水利とか、共同ため池、取入口といった公共施設については六割五分の補助をするのであります。

○八百板委員 そうすると、規模の大きいものに対して直接國家の補助が多いという結果になるわけでありまして、それでは取扱ひとして必ずしも妥当であるとは言えないと思つてあります。その点をどういふふうにご考慮しておられますか。われ／＼としては、その面積規模というよりも、その事業そのものの性格を吟味して、それに基いて補助の率を決定される行き方がほんとうではないかと思つてありますが、その点お伺ひいたします。

○伊藤(佐)政府委員 大面積を一つの基準にいたしておられますのは、それだけの大きな面積の事業になりますと、おのずから構造物等の費用が違つて来るのであります。その辺から割出して來て、六割、五割、四割というふうにいたしておるのであります。

○八百板委員 その点ちよつと納得行かないのであります。しばらく話を別に進めまして、御承知のように今度のこの事業の中には、八億の予算をもつてまかなわれております公共事業よりも、もつと多くの、たとえば緊急開拓の三十七億とか、灌漑排水二十億というふうなものがかちよつと多いものだと思いますが、こういう土地改良の支出を、どうしてこの改良区の事業の中に包括するようないふことを考えられ

なかつたのか、その点をひとつ……。○伊藤(佐)政府委員 改良区はこれらの事業はすべてできるものであります。改良区の事業の中に、第二條に掲げる各事業その他これに附随して必要な事業というこゝになつておりました。改良区はこれらの事業をすべてできることになつておりました。

○八百板委員 そうすると、当然そういう從來全額國庫負担によつて行われておつたものや、それらの事業が改良区の形において行われることになるだらうと思つてあります。そういうふうになりますと、そういう形によつて行われるところの改良事業と、さらには協同組合などが主体になつて行われるところの改良事業と、いろいろ出て來るのであります。そういうふうなもの、運営上の差異といふものは、どんなふうにご考慮されてゐるのか。

○伊藤(佐)政府委員 從來の率でやつておられますのは、今後改良区が行いましてその率で参ることになつておられます。別にそれによつて特に変更はございません。

○八百板委員 そうすると、この規定の中に、理事、監事の選任について、半数は總會の選挙によつて選ばれ、半数は知事の任命というふうなことになるのであります。改良区のごときものが、役員が半分が天くだりの性格の役員が出て、ほかの方はそうでないといふことが起つて來るのであります。この矛盾をどういふふうにご考慮しておられるか、この点をお伺ひいたします。

○伊藤(佐)政府委員 この監事を半数は知事の任命にいたしましたのは、こ

れは實は關係方面の考え方を入れたのであります。アメリカにおいてはこういう公共的な法人の監事はすべて全責任による制度になつておりました。日本といたしましては、全責任といたしましては、半責任といたしましては、折衝をいたしまして、半数だけ任命する。これは向うの考え方としては、監事といふものはこの部内における監査をする役であるから、この部内から出すことは適當でない。そこで全責任から出しては適當でないと考へますので、半数だけそういういたしましたのであります。

○八百板委員 水利組合などが、從來ボス的な勢力の温床になつておつたことは、常々われ／＼の心配しておつたところでありまして、従つて水利組合法を一日も早く改正するなりなんなりしなければならぬといふふうにご考慮しておつたのでありますけれども、こういうふうなものが解散せられまして、その施設が新しい形において引継がれることになるだらうと思つてありますが、そういう際に、これらの保守的勢力が再び新しい形の中に乗り移つて來るような点が心配せられるのであります。そういうふうな点につきましてはどういふ考慮を拂われたか、この際ちよつとお尋ねしておきたいと思つてあります。

○伊藤(佐)政府委員 その問題はこの法律には直接の關係はございませんので、特別この法律としては考慮を拂つておられません。これは耕作者が今度主体になつてやるのであります。農地改革後の農民の自主的な精神に基いて、おのずからそういう点は決定せらるべきものであると考へるので

あります。

○井上(良)委員 三点ほどちよつと質問したいと思つております。一つは從來の土地改良事業あるいは開拓等に対する政府補助金の使途の問題であります。これが最初各縣から要求し、團體から要求した通り、實際それが具体的に使われておるかどうか。この問題については、政府として補助金を出したまま、その精査については会計検査院の方に委ねるかわかりませんが、具体的にその結果についての報告を求め、これが予定通り実施されておるかどうかという点については、査定というものが行われていないのであります。金は一般國民から取上げて特別に關係の方面にこれを補助する。補助した結果については、少しも具体的に精査されないと、少しいふ実情があるようですが、その点について一應伺ひたい。

○伊藤(佐)政府委員 補助金の使途が計画通り行われておるかどうかという点でございますが、われ／＼といたしましては、これは大部分はさやうに行われておると思つてありますが、しかし中にはさやうでないものも絶無とは申されません。これらの使途につきましては、十分今後注意もいたしますが、一方会計検査院あるいは最近におきましての経済安定本部の方で、特に現地につきまして視察をいたしまして、われわれの方にもその結果を報告して注意をいたしておるようないふ次第であります。

○井上(良)委員 從來の補助金はなほ計画通り行つていないといふことが明らかになつた。その他さやういふことは實際われ／＼として賛成できませんし、また今後経済安定本部の方

は農業協同組合の立場からいたしましてできないのであります。そこで農業協同組合本来の立場からしてできるようなことは、むろん協同組合法でできるものであります。本法によりまして、利益をさらに一層つけ加えてもらって、農業協同組合の利益を享受してもらおうという意味でこの中に加えたのであります。従いまして、今おつしやいました総司令部の指令にこれは大いに合致しているものと考えます。

○大森委員 私は簡単に要点だけをお尋ねしたいと思つて、三千町歩以上の農地改良事業というものは、これは國に何箇所ございませうか。そうしてこうしたことが何か補助等の關係に制限されるのではないか。私どもの地方などにおきましては、大体一村をまとめまして、五百町歩の田地しかないものであります。しからば三千町歩といふことになる、その附近中まじめなければならぬといふことになるのであります。こういうような事業といふものがあるのではありませんか。これを承りたい。さらに縣營等のものに対しては、四割に對しましては幾らという限度があつたかどうか、これを私は聞き落しましたので、ついでに承りたい。

次に私は第四章の補助金のところにおいて、「國は、その予算の範囲内において、農地の改良、開墾、保全又は集團化を行う者に対して補助金を交付することができる」とある。できるといふのだから、してもしなくてもいいことになりはせぬか。でありますから、この「交付することができる」といふことを削除してはどうか。

うか。こういうことを私からお尋ねいたすわけでありませう。

○伊藤(佐)政府委員 最初のお尋ねの三千町歩以上の地区は全國で幾つあるかというの、現在着手いたしてありますのが、三十一ございませう。それから縣營でやつておられます三千町歩以下五百町歩以上くらのものが百六十八くらいあります。

それから補助金について「交付することができる」といふのを交付する、ということにしてはどうかというお話であります。これは法律上の用語例でございまして、「範囲内において」という頭が加つておられますから同じようなことでありませう。

○大森委員 三十幾つあるということ、そうするとこれは開拓團のやつておる農地改革なんですね。そうじやないのですか。これをお聞きしたい。

○伊藤(佐)政府委員 ただいま申し上げましたのは、いづれも既耕地の分でございませう。たとえば新潟縣の阿賀野川沿岸兩岸にわたつてやつておられますとか、その他天龍川、大井川いろいろ各地でやつておられます。明治用水あるいは愛知縣の宮田用水でありますとか、大きいものが幾つもあります。これはいづれも三千町歩以上でございませう。

○大森委員 そういたしますと、なお私はこれに對して三千町歩以上六割といふこととなく、いまや土地改良の問題はいろいろ論議されたのでありますから、くどいことを申し上げません。しかしながらいわゆる一村においてこそつて耕地整理をなすといふがとき問題が起きた場合に、それが五百町歩しかないといふことであれば、その六

割の補助を受けるということができないと書いてあるのですから、私はそういった特殊のものばかりでなく、それはやはり土地改良をいたします上においては、一村が主体となつてやるべきものにして六割にするといふような方法にかえていただくわけには行かないか。私はそうでなければ土地改良の特殊な土地ばかりにこれを補助するといふようなことになるのであつて、全國の土地改良事業の補助に対する趣旨が違ふのではないか、こういうふうにか考へるのであります。

○伊藤(佐)政府委員 面積の点を大体標準にしておられますので、御質問もつとも存じますが、実は三千町歩以上をわたりますようなものは、ため池をつくるにしましても、あるいは水路をつくるにしましても、非常に費用がかつて、結局農家の一反歩あたりの負担が大きいのではあります。だんく少なくなつて参りますので、その辺を押しなして、五割とか六割とかあるいは四割とかいふようにいたしましたのであります。

○小笠原委員 他に質疑はありませうか。別に御質疑がないようであります。質疑は結局いたしました。ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○小笠原委員 速記を始めて。それでは引續きの案につきましては、都合により午後採決いたすことにいたしました。

○小笠原委員 次に移ります。油糧配給公團法の一部を改正する法律案を議題として質疑に入ります。

○河野(謙)委員 油糧配給公團の増資の問題については、前會質問の途中で打切つておきましたが、本日安本から東畑さんが見えになりましたので、一言御意見を伺いたいと思つて、私は前回の當委員會におきまして、油糧配給公團の十五億増資の問題につきましては、その内容について、私は油糧公團自体の資金繰りについて非常に疑問を持つておる。もつと具体的に申しますと、資金繰りが非常に悪いために、かような結果を生むのではないかと、疑いを含んで持つておるのであります。しかしこの問題につきましては、もう少し詳細なるデータをいただいで、研究させていただきたいと思つて、私が今伺わんとするところは、前會の御説明によりまして、油糧公團が十五億増資を必要とするのは、製品の手持が多いために、そこに非常な資金がある。それがゆえに十五億の増資をするのだ、かようなことではあります。これからさき私は何いたいところで、製品の手持が多いがゆえに資金があるといふことではあります。それはたとへば肥料公團は一体どのようなことをやつておるか。製品を施肥の時期まで当然手持ちすべきであるものを、施肥の時期でないのにむりに農家にいたして農家の金をしぼり上げておる。御承知のように現在の配給状況を見ましても、昨年の十月から本年の春の稲に使う肥料を配給しておる。ただいままた、すでに春の肥料の配給が終つて、現在は秋肥の配給をしようとしておる。かような矛盾した肥料の配給は、肥料公團自体が肥料を手持ちすべき資金がないためにかような矛盾

したことをやる。これがために非常に農家が迷惑しておる。同時に迷惑するのみならず、肥料配給の体系が乱れておる。昨年の暮れから稲の肥料の配給をしたために本年の麦の追肥に大部分の肥料を――稲に使うべき肥料を農家は麦の追肥に使つてしまつておる。かようなことはすでにお耳に入つておるはずで、もし肥料公團に手持ち資金がないために製品が持つてない。製品を持つために手持ち資金があるのだといふ趣旨で増資をされるならば、ほかの農林省の管轄の公團と同様に、なぜ肥料公團にも増資をして施肥の時期まで肥料を持たせるといふ措置をとらないか、しかもこれはかつて政府がとつた措置であります。それをこの一年間において、かようなことで農家に非常に迷惑をかけておる。この点につきまして、安本といたしまして、いかなるお考えであるか、それをまずお伺いしたいと思います。

○東畑政府委員 お答えいたします。油糧配給公團に増資をいたすことにつきましては、農林省の方から御説明があつたと思つておりますが、貿易資金の會計が、三月末現在以後は、なるべく現金取引ということにまきましました。本年の三月末現在におきまして、油糧配給公團が、貿易資金會計に對して相當の未拂い金を持つておるといふ現実があつたのであります。ほかの公團につきましても、その以前において、肥料公團あるいは主食の公團におきましても、相當未拂い金があつたのであります。公團御当局の御努力によりまして、その未拂い金が解消しておつたといふ現実から、実は油糧配給公團に基本金がふえたといふいきさつに

なつております。さてこれを現実に見ますと、油糧配給公團が十五億円の増資ができ、ほかの公團におきましては、食糧配給公團以外は増資してないというのが現実の姿でありまして、その点におきましては、実は河野委員からお話になりました通りの問題があると思つております。ここで肥料配給公團につきましては、昨年来相当御努力を願ひ、ほかに政府といたしましては、農村の協同組合に前渡しをする、その場合に権利だけはこれを公團が持つて、これを赤字として今回の予算においてその一部が一般会計から繰入れられて、権利はこれを國が持つておるといふ建前で、協同組合に前渡しという形で資金繰りをつけた次第であります。このことにつきましては、河野委員十分御承知と思ひますが、そこで政府といたしましては、今後の肥料配給公團等が、たとえは今後の春肥、秋肥等におきまして相当のストックができる、あるいは農家が前渡しを受けたい場合におけるストックができるという事態に對しましては、相当憂慮いたしておるのであります。公團の運轉資金につきましては、御承知の通り従来の復金融資の枠内において、これをさらに償還の範囲内で貸すという方針はきまつております。それを各公團の実績によらず、おの／＼の公團の今後の運營に應じて、いろいろなものはわ／＼内貸すという融資の道がきまつておるのであります。その他さらにそれだけで、融資が今後不可能であるということを憂慮いたしまして、考え方をしまして、市中金融機関から公團が融資できないかどうか。もう一つは政府が財政の收支の余裕金の出た場合にお

いて、一時の短期間の金融を出せないかどうかという、こういう二つの問題が今後の公團の融資問題からんで起つて来るわけでありまして、前者の方につきましては、実は関係方面の了解が得られない。後者、要するに財政の收支の一時の余裕金を公團に財政資金として一時融資するという問題につきまして、目下関係方面でせつかく努力をいたしておきまして、そういう方面でやれば、これは政府資金でありまして、しかも財政の一時の余裕金の一時貸付ということになります。そういう形でおいて今後の公團運轉資金の問題を解決したいと目下努力中でありまして、現実において油糧配給公團のみが基本金がふえる、これは貿易資金にそのまま返す金であります。他の公團と非常にアンバランスであるという御質問につきましては、事実その通りであります。それから起る融資問題につきましては、政府としても今後十分研究をいたしたいと存じております。

○河野(謙)委員 油糧公團の貿易應領係の勘定繰りの問題は承知してあります。しかしこれは単に油糧公團に限つたことではないのであります。肥料公團といえども莫大な金額を扱ひまして、貿易應領とは相当な取引をしておるわけですから、しかも今五千万円か六千万円の内部の肥料とあわせ、六十日の認証手形によつてやりくりをつけておるわけですから、しかも油糧公團だけにやるということには、そこに私は先ほど申し上げたように、油糧公團自体の資金繰りに疑いを持つわけですから、これは別途会計検査院あるいは安本の監査の方の報告を私は資料として要求いたしました。よく私

たち検討をしたと思う。ただその問題を別にいたしまして、肥料の場合に本日大臣もお見えになつておりますが、この秋の肥料から適期まで政府自体が肥料を保持し、その間の資金繰りは政府の責任において、その間に肥料を配給するように努力をされるのみならず、それを具体化されてもらわないと、非常に今の肥料の配給は混乱する、むだな肥料の消費が行われるということから、これは十分御承知の上でありますから、この席でもう少し具体的に、私はこの秋の肥料からいかにするかという御言明をいただければたいへん合せだと思ひます。同時に先ほど前渡しについては金利が必要素だとおつしやいましたが、これは金利の問題ではない。御承知のように農林省は、農家が金が詰まつて来たために、農業手形の制度を一方においてはおかれては、金の問題ではない、金利の問題ではなく、一方においては農業手形の制度をしておる現状におきまして、今お話のように、なるほど金利を實際やつておられますけれども、かようなことで農家は決して満足しておるのじやない。非常に迷惑しておる。なお今の状態におきまして、今後農家がますます資金難になつて来るに、この肥料の前渡しの状態を続けられることは、今後農村として非常に大きな問題が残る。同時にもう一つ、私がお話を強くお願いしておきますのは、油糧の場合は、大体消費は都会が多い。都会地に重点を持つたところの油糧の場合には、政府自体がある期間手持ちをしてやる。農村だけが使うところの肥料につきましては、政府が保護的な措置をとられないということは、

都市と農村との政治の平等ということに、さらにまたかような農村に對して非常に不平等な措置がとられるというところは、これは非常に大きな問題であります。従ひまして今申し上げましたような事由で、話もどります。この秋からも肥料は少くとも適期に配給する。適期に配給するまでの資金の措置は政府において必ずとるということも、もう少し具体的にお話いただかなければ納得ができないのであります。この点をあらためて御答弁願ひたいのであります。

○東畑政府委員 この秋の肥料につきまして、政府で融資するについて、はつきり責任を負えというお話でありまして、全体の公團に対する運轉資金は非常に制約を受けておる。この制約を受けておる範囲内において、各公團には、非常に季節的なものとしからざるものとがあるということも、十分承知いたしておきます。従ひまして農業協同組合におきましては、資金のあるのをもろろわねわねといつたしましてはやつて行きたいと考へております。しかしそれしてもなお相当のストックができるという場合につきましては、われ／＼としましては復金融資の公團のわ／＼内において、こういう季節的なものにつきましては優先的にこれを確保したい、なおそれで足りないものにつきまして、先ほど申しましたようなことを目下関係当局で協議中のございまして、ここに具体的にこうすると言ふ段階でございませぬけれども、少くとも公團の融資のわ／＼内におきましては、こういう季節的な、農民の経済に密接なものにつきまして、政府におきまして目下公團のストックということが必要であるということにつきまして、裏づけの資金につきましては努力をいたしておる。目下こういう状況でございます。

○河野(謙)委員 最後、今のお言葉のように、非常に困難な事情の伏在しておることもよくわかりますが、特段と肥料公團の資金の点につきましては、この秋から実施に移るようにお骨折りを願ひたい、かように要望いたします。同時に私は油糧公團の問題につきまして、関係方面のいろいろ関係もあると思ひますけれども、貿易應領の拂いといふ、また資本を増加するといふ、いずれにしてもこれは大きく考えれば政府の金です。右から出すか左から出すかの違いであります。油糧公團がすぐ解散して新しく公團ができるという最後のどたん場に、そういうふうな措置をどうしてとらなければならぬのか。もちろん関係方面の関係もあるでしょうが、いずれにしても先ほど申しましたように、同じ政府のふところのことです。右か左かの違いだけのことであります。これはどうも納得が行かないのであります。しかしこの問題につきましては、あとで井上委員から御質問があるように、私にはこの程度で打ち切りませんが、ただ油糧公團の最近における会計検査院の監査の結果、または安本の関係方面の監査の結果とを、これはすたにおできになつておると思ひますから、データとしてあすにもいただきたいということをお願いいたします。私の質問を一應打ち切ります。

○井上(良)委員 この際農林大臣及び安本の方に質問を二、三いたしたいと

思います。第一はわが國の食糧需給態勢の問題であります。絶対量が不足する現在において、政府は今後わが國の食糧需給態勢をどういふ角度で確立しようとするのか。特に日本の從來やつて來ました澱粉質を中心にする米麦生産を、基本的にわが國の農業政策として確立して來ております。このいわゆる澱粉質中心の、米麦中心の食糧政策は、あらゆる面で経済的にもまたお互いの栄養の上から考えましても、大きな矛盾と不合理があるといふことは、もう明らかになつておる。従つて今後わが國がこの限られた國土において、限られぬ人口を養うのには、どうしても総合的な、栄養食糧への方面轉換をやる必要がある。しかるに農林省自体の計画は、この総合的な栄養食糧への新しい道を進むのにあらずして、依然として古い米麦中心主義の増産が進められておるといふことであります。この見地に関しまして、農林大臣はわが國の將來の食糧をどう確立しようとするか。單に粒食本位の米麦を中心とする主要食糧の確立に進もうとするか。それとも総合的な栄養食糧によつてわが國の食糧問題の確立をはかろうとするか。この点についての大臣としての所見を伺いたいと思ひます。

○森國務大臣 井上さんにお答えいたします。この問題につきましては、井上委員も非常に御苦心を過去においておやりになつたことと思ひます。國民生活の上から澱粉食、ことに粒食に食されて來た日本の國民が、今後その生活を根本的にかえて行かなければならぬことは申し上げるまでもないであります。しかしこのことは一朝一夕にはなりません。しかし現日本の食糧

段階は井上委員も御承知の通りであります。しばらくの間は海外の輸入も仰がなければならぬ情勢であります。が、私としては、一日も早く食糧だけでも獨立したいといふかように考へております。しかし食糧の獨立といふことが旧態依然たる粒食の穀物を主食としての食糧生活であつてはいけない。今後どうしてもこれは栄養本位において、食生活を國民全般が考へて行つてもらなければならぬ。戦争中われわれがならされて來た粉食、あるいはパン食等の習慣を、今後とも持続して行かなければならぬと思つております。しかしそれにいたしまして、カローリ本位の食糧であつてはならないのでありますから、ここに栄養價値のある食糧を総合的にやつて行かなければならぬことはもちろんであります。水産動物による蛋白質給源を要求することとはもちろんであります。これはただ單に政府の施策のみによつて容易に行われるべきことではないのであります。政府はもちろんその方針に進みまするが、國民もいたしまして、日本の食糧事情を十分に理解して、從來のような何でもとにかく腹いっぱい食べておけばそれでいいというような、栄養價値を無視した食生活であつてはならないのでありますから、この点を國民自身が、日本の食糧事情の將來を考へて、國民みずから改良して行くように政府は指導し、また國民もその氣持になつていただかなければならぬと思つております。この意味から申しまして、水産物の増産、あるいは畜産酪農の奨励等も、食生活の上からこれを総合的に取入れて行かなければならぬ、

かように考へておるわけでありませう。○井上(良)委員 大体わかりました。が、すなわち量から質への、食生活の改善、これがわが國將來の食糧の方向でなければ、わが國の食糧問題の基本的解決はないのであります。その面から油糧の受け持ちます重要性はきわめて大きいのであります。この油糧がいかに食生活の中に合理的に取入れられるか、すなわち澱粉、蛋白、脂肪は安定的なものでありまして、その一つである脂肪の確保は、今後わが國の食糧の上に絶対的な大きな地位を占めて行かなければならぬと、私は確信しております。しかるにこれに対する政府の施策はまつたくなつていない。最近民間側から、かえつて司令部側のいろいろの要請やあつせんによつて油糧資源の確保についての運動が展開されております。それがいへども、やつと今年度の計画において、戦前の水準にどうにか手が届くという状態にまでこぎつけただけで、しかもこれがアメリカのいろいろの事情によつて、いつ何ぞき変更されるかもしれぬといふきわめて不安な油糧輸入状況の前途になつてゐるわけでありませう。この際大臣は今みずから御答弁をされました通り、わが國の將來の食糧は、総合的な栄養食糧へ切替へなければいかぬといふ一つの方向を明確にされたのであります。その裏づけとして、この油糧資源の確保、特に輸入油糧資源の確保といふものはきわめて大事であります。この輸入油糧資源の前途について、一体どういふ見通しを持たれてゐるか、また國內産の油糧資源の確保について、農

業計画その他の点についてどういふ手を打たれてゐるか、この点を明らかにしていただきたいと思ひます。

○森國務大臣 脂肪、蛋白、澱粉が三要素であることは、肥料の三要素と同じ意味でありまして、まことにわれわれ食生活の上の重大な要素でありませう。その分量に差異こそあれ、一つとして欠いてはならない要素であります。今井上委員は、外國より輸入するところの油糧に対して、どういふ対策を考へてゐるか、また國內の油糧資源についてどういふ対策を持つてゐるかという御質問であります。海外より輸入されるものは、こちらが懇請いたしましたことが必ずその通り來る。來ないかといふことは、これは不安な情勢にあることは、井上委員もかつて御経験なすつたことと思つております。ただ大体において、一應從來の關係から、このくらいのもはせひ輸入せなければならぬといふ、連合國の日本に対する占領政策の氣持から、これが許容されるのであります。しかしこれとでもいつ何時中絶するやらそれは主要食糧の輸入も同じ立場にあるのであります。われ／＼はさういふ最悪の場合も考へなければならぬ。せんが、まずさういふふうなことはないといたしまして、ただ單に輸入さるるから輸入されるものに依存するといふことであつてはならないと思つてあります。日本みずからがこの問題を解決する当然な責任があります。この油糧の給源といたしましては、水産物といつても、この油糧の増産に対しましては、從來やつ

ておりますことを一層強化いたしました。そして、さうして國民が総合的な食生活のできるやうに考へて行きたい。かように考へてゐるわけでありませう。もちろん外國からかういふやうなもの輸入が杜絶するといふやうな場合を想像いたしますと、それはまつたたく日本が過去の戦時体制におかれたのと同じであります。全然ひとり油糧原料のみならず、あるいは主要食糧の輸入を仰ぐことができないやうなことも想像されるのであります。政府といたしましては、最悪の場合も考慮いたしまして、今後内地の資源開発に十分なる力を注いで、一日も早く獨立し得られる食糧態勢をつくりたいかように考へてゐるわけでありませう。

○井上(良)委員 非常に話は抽象的ですが、具体的に伺ひたい。大体政府の方から出された資料によりますと、二十四年度の輸入油糧は大体十五千トンという話であります。これは大体司令部の方の話がついておる。この点を明らかにしていただきたいことが一つ、それからこれは大臣に伺ひたいのですが、大体油糧資源の他蛋白、脂肪の配給について、現在のように絶対量が不足しておるときに、おいては、この原料を確保し、かつ適時適量を公平な配給を行つたためには、どうしても統制方式をここの當分、需給が円滑になりますまでは続けなければならぬとわれ／＼は考へますが、この油糧及びみそ、しょうゆ等の食品に關連いたしまして、政府は今後この統制を一体どうしようと思つておるか、先ごろ新聞によりますと、森さんはみその配給は撤廃してもよろしい、かういふことを大胆に発表されて、非常に國

民に大きな不安を投げかけたのでありますが、現実のみそ、しようゆの配給の状況、油の配給の状況から考えますと、今日配給が全国的に適時適量を受けるためには、統制を必要としたすうにわれわれは考えておりますが、この点に対する見通し及び政府の所信を伺いたいと思ひます。

○森國務大臣 お示しのような食品は、御承知の原料の輸入を余儀なくしておるような情勢であります。従つてなおこの統制方式を継続して行かなければならないと考えておりました。近くこれらの公團法も、この三箇月間延長されましたこの期間に整備いたしました、皆様の御審議をお願いいたしましたと考えておるわけでありませう。輸入油糧の見込み等につきましては、他の政府委員よりお答えをいたします。

○三堀政府委員 お手元にお配りいたしてあります二十四年度の見込みは、これはまつたく農林省内部におきましてこの需給の見込みでありまして、この内容の数字につきましては、まだ関係方面の全面的な了解をつける程度には至つておりませぬ。

○井上(良)委員 次に原料資源の問題でございますが、この法案にも出ております通り、過去六箇月の未拂い代金としての十五億円を必要とするということでありませうが、先に河野さんから御質問がございました通り、油糧公團は原料の大部分を大豆その他の原料を貿易廠から引取り、これをメーカーに賣渡す、そうするとメーカーからは油と残かすを買ひとる。こういう形で資金を運轉してゐると思ひますが、過去六箇月の十五億にもなる金を、一体どういふことにいたしておりましたか。

か。メーカーへ賣り渡したら、ただちにメーカーからこれだけの金を支拂つたらよいのであつて、六箇月のたまつた金が十五億になるから、この際拂わなければならぬから、ひとつ政府の金を出してくれる。こういう案のように思ひますが、その間に一体賣掛代金はどうかありますか、回収はついでにないので、この点を明かにしていただきたい。

○三堀政府委員 お手元に資料としてお配りいたしてありますように、毎月毎月入つて来るものと、賣り拂うものともちろんあるわけでありまして、月油糧公團といたしましては買ひ入れまして、また賣拂ひをするわけでありまして、その差額が先ほども申し上げましたように、ある月には十億になり、ある月には十五億にもなるのでありまして、その間にもちろん動いてはゐるわけでありませう。

○井上(良)委員 この資金のいわゆる総決算に結局十五億いるということ、これと法律案が出たと思ひますが、これと同じような状態が、たとえば食料品配給公團の中のみそ、しようゆの方もあります。特にみそ、しようゆの方を担当している食料品配給公團におきましては、製品を買上げるということから、原料資金については各製造業者の個人負担になつてゐる。ところがここで妙な経過をたどつておられますのは、油糧公團につきましては、その原料は油糧公團自体が確保してゐる。それでこれをメーカーに賣り渡す。できました油はメーカーから買ひ取る。残かすは指定業者からこれを賣り渡してゐる。指定業者からみそ業者はこれを買ひなればならぬ。そして今度またで

きた製品は政府の機関に賣り渡す、ここに指定業者という民間の原料を扱ういわゆる問屋というものとそれを引取る製造業者があつて、政府の統制原料が一時民間の手に完全に渡るといふことになつてしまつて、この引取りのためにみそにおきましては第一、四半期は三十億、第二、四半期は三十五億を必要とする。それで賣掛代金を公團からもらひませう、結局第一、四半期は十億、第二、四半期は十五億という金がなければいゝゆる予定の計画数だけの原料を確保することができないことになつてゐるが、この方の資金については何らの手当てをしておらない。これは一体どうするつもりですか。全然放つて置くのですか、この点安本生活物資局長及び農林大臣に伺ひたい。

○東畑政府委員 公團の運轉資金については、政府からこれを出して、民間のメーカーの運轉資金については何ら世話しないというお話であります。民間のメーカー及び問屋の融資につきましてはこれは一應市中銀行の融資のわくがあるわけでありまして、そのわく内でメーカー対金融機関の取引によつて融資はつくはずだと思ひます。井上さんの御質問の点は、メーカーに原料仕入れ代金を融資しないではないかという点でございますが、そういうわくがないかといふことは、あとは個々のメーカーの信用によつて借入れるかどうかという問題になるのであります。政府といたしましては、そういう融資のわくは考へておるわけでありませう。

品公團は、みそ、しようゆの方では原料を扱つてはいかんことになつておる。ところがその原料たるや片方の油糧公團から出て来るころの油のしぼりかすをもちつておる。これはまことに妙なことになつておる。そこへ指定商人が入りまして、二万八千円か二万六千円の一トンの原料から手数料として八百円をとつておる。單に政府の方から配給割当の計画書が來まして、それを各メーカーに割当てをする手間をやつておるだけで、一トンについて八百円の手数料をとつておる。そんなものはいらぬではないか。直接油糧公團に結付ければ何もしらないものではなからぬか。一トン八百円は消費者負担になつて來ておる。消費者はそれだけ高いものを買わされておる。そして途中に民間業者が置いてあるということから、原料の勿減りをするという、横流れをする危険が百パーセントある。何でこんなトンネルを別にこしらへなければならぬのか、その点を明らかにしてもらひたい。

○三堀政府委員 御存じの通りにみそにいたしましたし、しようゆにいたしたし、各業者が数々あるわけでありませうが、各縣ともいづれも数百の業者をかかえておるわけでありませう。これらの業者がそれ／＼公團と結付くことは、實際問題として不可能なのであります。その間に必ず卸業者的なものが介在いたしました。こういうのが実情でありませう、そういう意味で指定業者を使つておるわけでありませう。

○井上(良)委員 それは公團にやらしたらいいでしよう。そのりくつで行くなら油糧公團はどうしますか。油糧公團はみぞから原料を扱ひ、搾油工場は全國に散在してゐる。原料は皆油糧公團自身で送つておる。しかるにみその方だけは特別に指定業者をきめて、原料は指定業者のトンネルをくぐつて行かなければならぬ。そしてそのくぐり賃が一トン八百円となつておる。しかもこの原料たるや政府のものである。民間のものじやない油糧公團の門口を出るまでは政府のものである。途中で民間のものに化ける。そんな手間は必要としないのです。油糧公團はそういうやり方を認めておる。食料品公團にこんな二重手間をやらす。しかも原料仕入金に非常に業者は困つておる。そのためにいつも食料品公團の方はメーカーからのいろいろな苦情を聞かなければならぬ、また製品についても十分な検査監督があつて、うまく行かないという現状にある。だからこれはひとつあなたの方で考へてもらひませう、原料は油糧公團の仕事ですから、それをやつてもらひたい。はなはだしきは大豆ミールとか大豆粉、こんなものまで油糧公團に買上げさせて、油も何もしほらないのに、わざ／＼この指定業者のトンネルを通してみそ、しようゆのメーカーをやつておる。油はしほらぬのなら話はわかるが、油はしほらぬのに油糧公團で渡してトンネルを通さしておる。これはどういふわけですか、明らかにしていただきたい。

○三堀政府委員 今の問題は公團が卸賣的業務を営むか営まないかという点に結局問題がかかつて來るのだらうと思ひます。油糧公團が卸賣業務的なことまでやるとなれば、それももちろん解消するわけでありませうが、油糧公團

はその下に全国に縣支部という機能を持ちます。従つて非常にたくさんの方の整備をしなければならぬという問題になるわけでありまして、それを公團の機能においてやるか、あるいは指定業者の機能でやつて、その間の手数を渡すか、こういう問題だろうと思つておられます。これはどちらがいいか價值判断の問題とわれ／＼は考へておるわけでありまして、なお今度食料品公團と油糧公團が一緒になれば、原料問題なんかにつきましても、いろいろ／＼な点で非常に明確に行くんじやないかと考へておられます。

○井上(長)委員 つまり私の言いますのは、油糧公團の運営においては、油の原料たる大豆その他の原料を買い上げることを行つておる。ところが片方みそ局及びしょう油局の方には、その原料は扱つてはいかぬ。單に製品だけ扱つたらいという事になつておる。しかもその原料たるや政府の物なは違ふ。これは自由に賣つておる物なは違ふ。一つの統制品である。しかも大部分が輸入である。それを途中で何ゆゑに民間のトンネルを通さなければならぬか。大豆のような非常に各方面から買わなければならぬ物でさへ油糧公團が全部買い上げておる。しかもそのようなものは、原料は油糧公團の指定した業者において、生産されておるしほつたかすをもちつておるわけです。さらに私が今言つたようにはなはだ遺憾に思ふのは、輸入であります大豆ミール、大豆粉を油糧公團に買い上げさせて、何ら手も加えずに指定業者のトンネルを通すだけで、何万トンというものが手数をとられておる。これが皆消費者の負担になつておるの

でありまして、その点を直してもらいたいと言つておる。そうでないといふ消費者が負担にたえないといふ点をやかましく言つておるのです。いま一つお考へ願ひたいことは、六箇月間の未拂い代金に十五億の利子があるのですが、金利はこれに含んでおるのですか。それかほらいま一つ明らかにして置きたいことは、他の公團の金融の措置について、從來復金を通していろいろ／＼対策が講ぜられて来たが、復金の融通はなかく／＼思つて来たが、復金はいふやうになつた。今後一体どういふ処置はあらゆる公團に起つて来はしないかと思ひます。これに対して政府としてはどういふ手を打とうとしておるか、これは河野さんも先にちよつと触れておりましたが、私からも明らかにしておいてもらいたい。

○三堀政府委員 前段の問題は先ほどの繰返しになりますが、要するに公團が御買得機能をやらないといふ事は、どうも指定業者のものをばらばらと得ないわけなのであります。もし指定業者を使わないで、直接やるにしても、これは結局みそなりしよゆなりのメーカーが集まりまして、組合的なものをつくつて、それで原料を扱わなければならぬという事になりまして、だからかそういう企業をやらなければならぬわけでありまして、ただその間の手数が適正に査定されておるかどうかという問題にかかるとお考へします。それがやつても金ばかりかかるわけでありまして、従つて價格、その他の問題につきましても適正にやつて行かなければならぬと思つておられますし、現在私どもはやつて行つておるものだと思いますが、

御指摘の点があればなおその点十分研究したいと思ひます。○東畑政府委員 後段の点についてお答へいたします。先ほど河野さんに申した通りであります。復金の公團の融資のわくというものが、大体七十億程度あるのではないかと。七十億くらいの中各公團の性格によりまして、運轉資金を出すという事ははつきりいたしておられます。それだけで問題が解決されればいいのであります。それが、それ以外に今後の公團の運営上より、多くの資金があるという点についてどうするか、こういう問題につきましては、ただいまのところ、はつきりこゝろするといふだけの実はわれ／＼といたしまして考へは持つておらないのであります。ただいま考へておられますのは、一つは市中金融機関から一旦金を借りようといふことにつきまして、さらに關係方面と折衝をいたす。もう一つの点は財政收支の季節的余裕が公團に借り受けをして、一年間の短期で一時借入金という形で借り受ける道はないか。この二点について公團の融資の問題に善処したいと努力をしておりますが、前者の点につきましては、なか／＼御了解を得るに至つておりません。そういうことにお答へ申し上げておきます。

○深澤委員 油糧資源の問題につきまして、現在在アメリカ本國からほとんど入つておるようでありまして、従来大豆等は満州から相当入つておつたし、今後ともそうすることが運賃その他点において非常に便宜かと思つておられますが、この満州大豆を日本に輸入するといふ点について、農林当局は

どういふお考へを持つておられるのか、それをちよつと聞かしていただきたい。○森國務大臣 御承知の今日のわが國の國際上の立場から考へまして、今ただちに満州大豆の日本への輸入を懇請するといふようなことは、ひとり一方的な考へではでき得ないものであります。でき得べくんばそうしてもらいたいという希望は持つておりますけれども、これを具体的に答へすることは不可能な情勢にあることを御承知願ひたいと思ひます。

○深澤委員 中國の事情も現在はおちついておりませんが、近くおちつくといふ見通しを持つておるのであります。そういう場合におきまして、政府はこの満州大豆を入れるために努力する熱意があるかどうか、その点お伺ひしたいのであります。

○森國務大臣 申し上げるまでもないのであります。○深澤委員 この油糧公團の基本金の増加の問題であります。一千万円を十五億一千万円にするという内容については、貿易廳に対しての支拂いというものが問題の根柢になつておりますが、一体これは損失であるか、それともどういふ性質を持つたものであるか、それをお伺ひしたいのであります。

○三堀政府委員 もちろん損失ではございませんので、ただ未拂金になつておるだけでございます。○深澤委員 これだけの額を動かすといふ場合におきましては、油糧公團の經理内容といふものが明瞭にされる必要があらう。この資料がまだ提出されておらないのでありまして、それを十分われ／＼は検討して、この問題を

を決定すべきであると思はれるわけでありまして。もう一つはこの油糧公團は七月一日まで延期いたしました。あとのまた機構の問題になつて来るのであります。延長の場合におきまして、われわれは公團方式に対する全面的な検討をするといふような意見がまとまつておつたようでありまして、すでに会期も迫つておる。一体七月一日期限の公團の処置をどういふか、この点についてお伺ひしたいと思います。

○三堀政府委員 公團法につきましては、ただちに國會に提案の手續をただいまとつておられますので、間もなく御審議願ひ運びになると思ひます。○深澤委員 資料の点は……○三堀政府委員 資料の点は、ただいま印刷中でありまして、これも今明日中には提出せられると思つておられます。○小笠原委員 これにて質疑要求者全部の質疑は終了いたしました。よつて本案に対する質疑は終了いたしました。引き続き討論採決でありますから、本院を通過いたしましたからこれを行ふこととして、本日は午前中は、もう午後になりまして、この程度にいたしまして、午後三時から再開することになります。暫時休憩いたします。

午後四時四十五分開議

○小笠原委員 休憩前に引き続き會議を開きます。議事に入る前に御報告いたします。本日内閣提出による土地改良法施行法案が本委員会に付託となりました。報告いたします。

それではまず土地改良法案を議題とし、討論に入ります。坂本實君。

○坂本(實)委員 私は民主自由党を代表いたしました。ただいま議題となりました土地改良法案につきまして賛成の意見を申し述べたものであります。この機会に一言希望を申し上げておきたいと存じます。

元來土地改良法案は、農地改革後におけるわが國農業生産力の發展のために、きわめて重要な基礎條件の整備に寄與せしむることを目的とするものであります。わが党は本法案の成立に賛意を申し込むものではありませんが、土地改良事業の実施にあたりましては、多額の資材資金を必要とし、漸次窮乏に向いつつありますわが國農家が、今後はたしかかる經濟的負担に耐え得るか、疑問とせざるを得ないものであります。つきましては、本法案補則百二十六條に、「國は、その予算の範圍内において、農地の改良、開墾、保金又は集團化を行う者に対して補助金を交付することができる」とありますが、今後農地の改良事業等を行うものに対しては、全額國庫補助を交付せられよう、委員長は本委員会を代表して政府に対し強力に本委員会の意のあるところを傳達せられ、これが実現をはかりますよう、特段の御配慮を願いたいことを特に希望する次第であります。以上簡單であります。賛成の意見を申し述べた次第であります。

○小笠原委員長 次に井上良治君。
○井上(良)委員 私は社会党を代表して本法案に賛成の意見を述べたいと思ひます。
御存じの通り、わが國の食糧の現狀、並びに農家の經濟の現狀から考え

まして、どうしても農地の徹底的な改良をはかる必要があるところから、われわれは第三國會以來この問題を取上げて、衆議院の各派の農村出身の議員の方々の協力を得まして、土地改良に関する強力な運動を展開して参つたのであります。しかしこの土地改良を行いますにはいろいろな法律が横たわつており、またいろいろな措置が輻輳しておりましたので、いろいろな状態にありますが、これらいろいろな關係法規を整備し、また土地改良を國が行い、縣が行い、あるいはまたその他團體が行う場合の、一つの法的な規定を必要とする見地から、本法案の検討にいろいろの努力を重ねて参りました。やつとここに成案を得て本日ここに可決されることになりました。たことは、われわれの喜びとするところであり、この法案の審議の過程におきまして、いろいろな角度から、わが國の農業のあり方につき、また土地改良施行に関するいろいろの問題について論議が重ねられたのであります。特にここで重要な問題として、この際われわれがやかましく政府にその実現方を要望しなければならぬのは、本年度の予算的措置によつて、個人の利益を對象とする事業は補助しないという性格の變化について

にあるということ、よく關係方面にも御認識願ひまして、また政府一本の姿でその主張を貫かれました。これら個人の利益を對象とする補助事業でありまして、結論は國全体の食糧を確保するということになるのであります。から、こういう見地から、すみやかにこれら補助事業に対する十分な一つの措置を講ずるとともに、今坂本君からも御発言がありましたように、これら事業の全体の經費というものは、今日國があらゆる産業に対して、補助及び差益金を出しておる。この実情から、当然國がこれらの事業に対する全面的な經費を持つところへ、將來持つて行くように御努力願ひたいと思ひます。と同時に、なおこの補助の問題につきましては、院議でもついでに決議されておりますから、政府はこの院議をあくまで尊重せられて、また村の人、農村の方々が切實な要望として、今日一島根縣の地方においてさえて、八万人に余る署名運動が展開されておるこの生々しい事実を忘れることなくして、ぜひひとつこの補助事業に対して積極的な手を打つていただきたいということ、私はお願いをいたします。と同時に、なおこれらの經費は、さいせん私が質問いたしました通り、公共事業のわくにあります關係から分補りが行われ、いろいろな面であれわれとしても非常に困る点があります。から、將來は一本の予算的措置を講ぜられて、下部の農民及び耕地の担当者に不安のないような措置を講じられるようをお願いいたします。本案に賛成の意を表するものであります。

○小笠原委員長 竹村君。
○竹村委員 私は日本共産党を代表して

たしまして本案に賛成するものであります。しかしながら本議會におきまして農業に對しましては、大きい質的な變化を與へるような予算的措置と、そしてそういう政策が行われていくことを私は見のがすことができないのであります。なぜならば、この法案の審議を通じて見ましても、農林大臣は農業は少くとも企業でもなければそれ以外のものでもないという答弁をされておられますけれども、明らかに農業を企業として認められておるがごとき政策が随所に見られております。たとえば公共事業費の予算の削減等によるところの災害復旧費、あるいは土地改良事業費に對するところの削減等を見ましても、農業をして単に企業であるとするがゆえに、そういうような政策が行われるのであります。しかしながら今日農業のあり方を見ましたときに、すでに本委員会の委員諸君全部がひとしく認められておきますように、農村の至るところにおきまして事前割当によるところの供出不公平、あるいはその強化、あるいは米價にいたしまして、少くともパリティ計算方式によるところの不つり合等によりまして、さなきだに農村は悲惨な道をたどつておるのではありません。しかも供出等にありましては、あるいは娘を賣つておるというやうな実情が農村にあるときにおきまして、こういう土地改良が國民の全体の負担におきなされることは、とうていその所期の目的を達することができないというところは、事実において証明されておるのではありません。しかもこの土地改良を行うとするならば、たとえ

糧は相当減少することができ得るのであります。もしこれが人口増加等によつて減少せざるをいたしまして、この土地改良事業を行わなければ、少くとも輸入食糧を増大しなければならぬ。輸入食糧による多額の補給金等を國費をもつて支出いたしておる現狀からして、これを減少することができ得るといいたしますれば、土地改良に對するところの全額國庫負担こそは、私は当然であると考えておるものであります。その意味におきまして私はでき得れば本條文の百二十六條にうたわれておりますところの、先ほど民主自由党の諸君が言われましたごとく、これを全額國庫負担において行うというように改めたいのであります。諸般の事情を考慮いたしまして、この土地改良事業というものを、全額國庫負担において行うごとき措置を、強力に行うよう政府を懇請する希望を付しまして、私は本案に賛成いたします。

○大森委員 私はやはり本案に賛成をいたすものであります。各委員から申されましたが、なお重ねて私からも要求をいたしまして、その実行方を御依頼申し上げたい。それは現在の土地改良費は全面的に打切られておる。各地方から私もあてまして、あるいは知事、私の縣などは、それらの人が出て運動をいたしておる。そしてこの問題は個人的災害こそは最も國家の補助をもつてなされなければならないものであると思ふ。大きなものはまたいろいろの方法でやれる方法はあるまいやう。しかしながら個人的にこうむつた災害を、何の補助もここにいたさないということになれば、現在の段階において、農民個人がこれを復興し

て、そして耕地としてこれを耕すことができるかどうか、この点は私どももいたしまして憂慮にたえない点であります。そこで私どもが常に申し上げておりますことは、こうした既耕地を荒廃せしめ、そして山のてつべんに参りまして立木を切り、そこを開拓をいたしておる。その開拓地なるものは二年、三年たたなければおそらく麦一本はえないうような状態の所を、國庫負担によつて大きな金をかけておる。これはいわゆる轉倒しておるのではないかと、こういう点を何かやり繰りする。そうしたものは今全國に、私どもの見でおるところでは相当ある。私の所では千五百町歩の開拓でありますが、これらを考えますと、おそらく五百町歩にもならないと思う。しかしながらそれに要した費用というものは大きなものであります。こういう点をはつきりと調査をいたしまして、こうした方面から、私はこの今日の土地改良の個人の災害に対しても、あるいは款項流用し、そしてその方面に持つて行くということを要望するのであります。今私どもの知つております範囲においては、おそらく三分の二はむだなことをやつておる。その経費たるやどうなつておるかというところの指導者であつた会長とか、あるいは組合というものが使い込んでおるといふような状態でありまして、始末がつかないというところが私どもの懸下における状態であります。くだいようでありますけれども、こうしたものを整理いたしまして、そしてこの最も必要なところの、個人的災害をこうむつておりますところの災害復旧に対しまして、補

助するということが最も妥當なことではないかと思つております。この点を私は強く要望いたしまして、この案に賛成をいたすのであります。
○寺崎委員 私は新政治協議会を代表いたしまして、本案に賛成の意を表するものであります。
現在の日本で一番大切な問題は食糧の問題であります。その食糧の問題を解決するためには、土地の改良をし、食糧の増産をすることでありまして、その土地改良をし、食糧の増産をする。それによつて受けるものは、國家がその利益を受けるのでありますから、この点に対する経費は全部國庫負担をもつてするというのが私どもの主張であります。私どもはこの意味において全力を盡してこの法案の通過とともに、予算的裏づけをとるといふ方針で進みたいと考えます。政府はさらにこれに全力をあげて、この法律が空文にならないように努力せられることを望んで賛成の意を表します。

○小笠原委員長 他に本案に対する討論の発言はありませんか——別に御発言もありませんからこれにて討論は終局いたしました。引続き本案に対して採決いたします。原案に賛成の諸君の御起立を願います。
〔議員起立〕

○小笠原委員長 起立総員。よつて本案は原案通り、全会一致をもつて可決いたしました。(拍手)
なおこの際報告書の件についてお話しいたします。これは前例によりまして委員長に御一任をお願いしたいと思います。御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小笠原委員長 御異議なしと認めます。それではさよう決定いたします。
○小笠原委員長 それでは次に移ります。土地改良法施行法案を議題とし、政府の提案理由の説明を求めます。苦米地政務次官。

土地改良法施行法案
土地改良法施行法
〔耕地整理法の廃止〕
第一條 耕地整理法(明治四十二年法律第三十号)は、廃止する。
(現存の耕地整理等)
第二條 耕地整理法第三條第一項の認可を得て開始し、この法律施行の際現に施行中の耕地整理(耕地整理完了後に必要なすべての手續を含む。以下この項において同じ。)並びに同法第五十條又は第八十一條ノ二の規定により設立され、この法律施行の際現に存する耕地整理組合又は耕地整理組合れん合会及びその行う耕地整理については、同法(同法に基く命令を含む)の規定は、この法律施行後でも、なおその効力を有する。
2 前項の規定する耕地整理組合又は耕地整理組合れん合会はこの法律施行の日から起算して三年を経過した時に現に存するもの(清算中のものを除く)は、その時に解散する。
(現存の耕地整理年中等)
第三條 この法律施行の際現に耕地整理年を有する土地及び前條第一項に規定する耕地整理を施行した土地の耕地整理年限の取扱については、なお従前の例による。こ

の法律施行の際現に存する特別法人税法の一部を改正する等の法律(昭和二十二年法律第二十九号)附則第十四條第三項に規定する配当金の取扱についても、また同様とする。
(この法律施行前の行為に対する耕地整理法の適用等)
第四條 この法律施行前(第二條第一項に規定する耕地整理又は耕地整理組合若しくは耕地整理組合れん合会については、同項の規定により効力を有する耕地整理法の失効前。以下本條において同じ。)にした行為に対する罰則の適用については、この法律施行後(第二條第一項に規定する耕地整理又は耕地整理組合若しくは耕地整理組合れん合会については、同項の規定により効力を有する耕地整理法の失効後)でも、耕地整理法の規定は、なおその効力を有する。この法律施行前にした行為に対する罰則の法律施行前にした行為に対する罰則の申立、訴願、訴訟又は耕地整理法第八十七條の規定による補償金額決定の請求については、及び他の法令において準用される範圍内においても、また同様とする。
(耕地整理組合の土地改良区への組織変更)
第五條 耕地整理組合でその組合員の三分の二以上がその地区内にある土地につき土地改良法(昭和二十四年法律第 号)第三條に規定する資格を有する者であるものは、第二條第二項に規定する期間内に、その組織を変更して土地改良区となることができる。
耕地整理組合は、前項の規定に

より土地改良区となるには、省令の定めるところにより、契約及び設計書を基準として定款及び土地改良事業計画を定め、その他土地改良区となるのに必要な行為をして、都道府縣知事の認可を受けなければならない。
3 前項の規定により定款及び土地改良事業計画を定めるには、總會の議決を経なければならない。この場合において、その議事は、總組合員の三分の二以上が出席し、その議決権の三分の二以上で決する。
4 前項の認可を申請するには、あらかじめ、省令の定めるところにより、当該定款及び土地改良事業計画を公告して、当該耕地整理組合の地区内にある土地につき土地改良法第三條に規定する資格を有する者の三分の二以上の同意を得なければならない。
5 都道府縣知事は、第二項の認可をしたときは、遅滞なくその旨を公告しなければならない。
6 第二項の認可があつたときは、当該耕地整理組合は、その地区を地区とする土地改良区となるものとする。但し、前項の規定による公告のあるまでは、これをもつて第三者(その認可の際におけるその耕地整理組合の組合員及び第四項の同意をした者を除く)に対抗することができない。
7 耕地整理組合がその組織を変更して土地改良区となつた時にその耕地整理組合の組合員であつた者がその組合員たる資格に係る土地の全部又は一部について土地改良法第三條に規定する資格を有しな

より土地改良区となるには、省令の定めるところにより、契約及び設計書を基準として定款及び土地改良事業計画を定め、その他土地改良区となるのに必要な行為をして、都道府縣知事の認可を受けなければならない。
3 前項の規定により定款及び土地改良事業計画を定めるには、總會の議決を経なければならない。この場合において、その議事は、總組合員の三分の二以上が出席し、その議決権の三分の二以上で決する。
4 前項の認可を申請するには、あらかじめ、省令の定めるところにより、当該定款及び土地改良事業計画を公告して、当該耕地整理組合の地区内にある土地につき土地改良法第三條に規定する資格を有する者の三分の二以上の同意を得なければならない。
5 都道府縣知事は、第二項の認可をしたときは、遅滞なくその旨を公告しなければならない。
6 第二項の認可があつたときは、当該耕地整理組合は、その地区を地区とする土地改良区となるものとする。但し、前項の規定による公告のあるまでは、これをもつて第三者(その認可の際におけるその耕地整理組合の組合員及び第四項の同意をした者を除く)に対抗することができない。
7 耕地整理組合がその組織を変更して土地改良区となつた時にその耕地整理組合の組合員であつた者がその組合員たる資格に係る土地の全部又は一部について土地改良法第三條に規定する資格を有しな

より土地改良区となるには、省令の定めるところにより、契約及び設計書を基準として定款及び土地改良事業計画を定め、その他土地改良区となるのに必要な行為をして、都道府縣知事の認可を受けなければならない。
3 前項の規定により定款及び土地改良事業計画を定めるには、總會の議決を経なければならない。この場合において、その議事は、總組合員の三分の二以上が出席し、その議決権の三分の二以上で決する。
4 前項の認可を申請するには、あらかじめ、省令の定めるところにより、当該定款及び土地改良事業計画を公告して、当該耕地整理組合の地区内にある土地につき土地改良法第三條に規定する資格を有する者の三分の二以上の同意を得なければならない。
5 都道府縣知事は、第二項の認可をしたときは、遅滞なくその旨を公告しなければならない。
6 第二項の認可があつたときは、当該耕地整理組合は、その地区を地区とする土地改良区となるものとする。但し、前項の規定による公告のあるまでは、これをもつて第三者(その認可の際におけるその耕地整理組合の組合員及び第四項の同意をした者を除く)に対抗することができない。
7 耕地整理組合がその組織を変更して土地改良区となつた時にその耕地整理組合の組合員であつた者がその組合員たる資格に係る土地の全部又は一部について土地改良法第三條に規定する資格を有しな

より土地改良区となるには、省令の定めるところにより、契約及び設計書を基準として定款及び土地改良事業計画を定め、その他土地改良区となるのに必要な行為をして、都道府縣知事の認可を受けなければならない。
3 前項の規定により定款及び土地改良事業計画を定めるには、總會の議決を経なければならない。この場合において、その議事は、總組合員の三分の二以上が出席し、その議決権の三分の二以上で決する。
4 前項の認可を申請するには、あらかじめ、省令の定めるところにより、当該定款及び土地改良事業計画を公告して、当該耕地整理組合の地区内にある土地につき土地改良法第三條に規定する資格を有する者の三分の二以上の同意を得なければならない。
5 都道府縣知事は、第二項の認可をしたときは、遅滞なくその旨を公告しなければならない。
6 第二項の認可があつたときは、当該耕地整理組合は、その地区を地区とする土地改良区となるものとする。但し、前項の規定による公告のあるまでは、これをもつて第三者(その認可の際におけるその耕地整理組合の組合員及び第四項の同意をした者を除く)に対抗することができない。
7 耕地整理組合がその組織を変更して土地改良区となつた時にその耕地整理組合の組合員であつた者がその組合員たる資格に係る土地の全部又は一部について土地改良法第三條に規定する資格を有しな

より土地改良区となるには、省令の定めるところにより、契約及び設計書を基準として定款及び土地改良事業計画を定め、その他土地改良区となるのに必要な行為をして、都道府縣知事の認可を受けなければならない。
3 前項の規定により定款及び土地改良事業計画を定めるには、總會の議決を経なければならない。この場合において、その議事は、總組合員の三分の二以上が出席し、その議決権の三分の二以上で決する。
4 前項の認可を申請するには、あらかじめ、省令の定めるところにより、当該定款及び土地改良事業計画を公告して、当該耕地整理組合の地区内にある土地につき土地改良法第三條に規定する資格を有する者の三分の二以上の同意を得なければならない。
5 都道府縣知事は、第二項の認可をしたときは、遅滞なくその旨を公告しなければならない。
6 第二項の認可があつたときは、当該耕地整理組合は、その地区を地区とする土地改良区となるものとする。但し、前項の規定による公告のあるまでは、これをもつて第三者(その認可の際におけるその耕地整理組合の組合員及び第四項の同意をした者を除く)に対抗することができない。
7 耕地整理組合がその組織を変更して土地改良区となつた時にその耕地整理組合の組合員であつた者がその組合員たる資格に係る土地の全部又は一部について土地改良法第三條に規定する資格を有しな

い場合には、その者及び当該土地改良区は、その土地の全部又は一部につきその者の有するその耕地整理組合の事業に関する権利義務につき必要な決済をしなければならぬ。

8 耕地整理組合がその組織を変更して土地改良区となつた時にその耕地整理組合の組合員であつた者は、その耕地整理組合が土地改良区になる前に生じたその耕地整理組合の債務については、耕地整理法第八十一條の規定による責任を免れることができない。

9 前項の責任は、第六項の規定による公告があつた後二年以内に請求又は請求の予告をしない債権者に対しては、その期間を経過した時に消滅する。

10 耕地整理組合がその組織を変更して土地改良区となつたときは、その土地改良区は、組合員でその組合員たる資格に係る土地の全部又は一部につき耕地整理組合員たる資格を有しなかつたものに対して、その全部又は一部の土地については、その耕地整理組合の事業に要した経費に充てるための金銭、夫役又は現品を賦課徴収することができない。

11 耕地整理組合がその組織を変更して土地改良区となつたときは、その土地改良区は、前項に掲げる組合員から定款の定めるところにより、その者がその全部又は一部の土地につきその土地改良区の管理する施設により受けるに至つた利益に相当する金額をこえない額が金銭を徴収することができる。

この場合には、土地改良法第三十八條の規定を準用する。

(耕地整理組合れん合会の土地改良区連合への組織変更)

第六條 耕地整理組合れん合会は、そのすべての所屬組合が前條の規定により土地改良区となる場合には、第二條第二項に規定する期間内にその組織を変更して土地改良区連合となることができ、

2 耕地整理組合れん合会は、前項の規定により土地改良区連合となるには、省令の定めるところにより、所屬組合の協議によつて、規約及び設計書を基準として定款及び土地改良事業計画を定め、その他土地改良区連合となるに必要な行為をして、都道府縣知事の認可を受けなければならない。

3 第二項の認可及び当該各所屬組合に対する前條第二項の認可は、同時にしなければならない。

4 前條第五項及び第六項の規定を準用する。

(北海道土功組合法の廃止)

第七條 北海道土功組合法(明治三十五年法律第十二号)は、廃止する。

2 北海道土功組合については、第二條、第四條及び第五條(第五條第三項後段を除く。)の規定を準用する。

3 北海道土功組合は、前項において準用する第二條第二項の規定により解散したときは、清算をしなければならない。

4 北海道土功組合は、前項の規定による清算の範囲内においては、

なお存続するものとみなす。

(水利組合法の一部改正)

第八條 水利組合法(明治四十一年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

水利組合法を「水害予防組合」に、「水利組合聯合会」を「水害予防組合聯合会」に改める。

「府縣知事」を「都道府縣知事」に、「府縣吏員」を「都道府縣吏員」に改める。

「監督官廳」を「監督行政廳」に、「第一次監督官廳」を「第一次監督行政廳」に改める。

「勅令」を「政令」に改める。

第一條中「水利土功」を「堤防水閘門等ノ保護ニ依ル水害防禦」に改め、「府縣其ノ他」を削る。

第四條から第七條までを次のように改める。

第四條乃至第七條 削除

第九條を次のように改める。

第九條 削除

第十條第一項中但書を削る。

第十三條第一項を削る。

第十四條第一項中「前條第二項」を「前條」に改める。

第十五條第一項中「普通水利組合ニ在リテハ組合会ノ議決又ハ協議ニ依リ都道府縣知事ノ許可ヲ得テ之ヲ行ヒ水害予防組合ニ在リテハ」を削り、同條第二項但書中「水害予防組合ニ於テ」を削り、同條第四項及び第五項を削る。

第二十條第五項を削る。

第二十一條第三項中「訴願シ其ノ裁決ニ不服アル者ハ行政裁判所

ニ出訴スル」を「訴願スル」に改め、同條第四項中「第二十條第六項」を「前條第五項」に改める。

第二十三條第二項第五号中「加入金」を削る。

第三十條中「及普通水利組合ノ設置分台又ハ区域ノ変更」を削る。

第三十一條中「市制町村制」を「地方自治法中市町村ニ関スル」に改める。

第三十三條第一項中「官吏」を「都道府縣吏員」に改める。

第三十四條第一項中「官吏管理者タル場合」を「都道府縣吏員管理者タル場合」に改め、「官吏又ハ」を削る。

第三十七條第二項第五号中「加入金」を削る。

第三十九條第三項を削る。

第四十條第三項及び第四十一條第二項中「及訴訟」を削る。

第四十四條第一項中「官吏又ハ」を「都道府縣吏員又ハ」に改め、「官吏、」を削る。

第四十八條を次のように改める。

第四十八條 組合費ハ組合規約ノ定ムル所ニ依リ第八條ニ依ル土地、家屋及工作物其ノ他ノ物件ニ付之ヲ賦課スルコトヲ得

第四十九條第二項中「水害予防組合ニ在リテハ」を「組合ハ」に改める。

第五十條第二項を次のように改める。

出水ノ爲危険アルトキニ限り管理者警察官警察吏員又ハ監督行政廳ハ組合規約ノ定ムル所ニ依リ組

合区域内ノ總居住者ヲシテ防禦ニ從事セシムルコトヲ得但シ其ノ危険ノ去リタルトキハ此ノ限ニ非ス

第五十九條第二項中「加入金」を削り、同條第三項及び第四項中「訴願シ其ノ裁定ニ不服アル者ハ行政裁判所ニ出訴スル」を「訴願スル」に改める。

第六十七條及び第六十九條第二項中「官吏吏員」を「吏員」に改める。

第七十二條第三項中「上級監督官廳」を「上級監督行政廳」に、「下級監督官廳」を「下級監督行政廳」に改める。

第七十三條第二項を削る。

第七十六條第一項中「当該官廳」を「当該行政廳」に、同條第二項中「官吏吏員」を「吏員」に改め、同條第三項を削る。

第七十八條第四号中「加入金」を削る。

第八十條中「下級監督官廳」を「下級監督行政廳」に改める。

第八十四條中「數府縣」を「數都府縣」に、「關係府縣知事」を「關係都府縣知事」に改める。

第八十五條を次のように改める。

第八十五條 削除

(現存の水利組合等)

第九條 水利組合法の規定により設立された普通水利組合又は普通水利組合れん合については、第二條及び第四條から第六條まで並びに第七條第三項及び第四項の規定を準用する。この場合において、第五條第三項中「總會」とあるのは、「組合会」と、「總組合員の三分の

一

六

二以上が出席し、その議決権の三分の二とあるのは、「議員定数の三分の二」と読み替える。

第十條 水利組合法の規定により設立され、この法律施行の際現に存する水害予防組合でかんがい排水に関する事業を兼営するものについては、第八條の規定にかかわらず、改正前の同法第九條第一項の規定は、なおその効力を有する。(他の法令中の水利組合に関する規定の読替)

第十一條 他の法令中「水利組合」とあるのは、政令で特別の定をする場合を除いて、「水害予防組合」と読み替える。

(農業用の施設等に関する協議請求)

第十二條 土地改良区又は土地改良区連合は、この法律施行後その事業を完了した耕地整理組合若しくは耕地整理組合れん合会又は北海道土功組合、普通水利組合若しくは普通水利組合れん合会に対し、省令の定めるところにより、その事業の完了の時にこれら者の所有し、又は管理していたかんがい排水施設、農業用道路その他の農地の保全又は利用上必要な施設でその土地改良区は土地改良区連合の地区内にあるものの譲渡又は移管に関する協議を求めることができる。

2 前項の規定による協議をするこ

とができないとき、又は協議がととのわな

いときは、都道府県知事は、当事者又はその一方の申請により、当事者の意見をきき、当該施設を所有し、又は管理する者に

第一類第十一号 農林委員会議決

第二十号 昭和二十四年五月十二日

第二類第十一号 農林委員会議決

第二十号 昭和二十四年五月十二日

第二類第十一号 農林委員会議決

第二十号 昭和二十四年五月十二日

対して条件を定めてその施設の譲渡又は移管を命ずることができ、前項の規定による譲渡又は移管の命令があつたときは、当事者間に第一項の協議がととのつたものとみなす。

4 第二項の規定による命令の取消又は変更を求め訴は、その命令を受けた日から三十日を経過したときは、提起することができない。

5 前三項に規定するものの外、第一項の規定の施行に関し必要な事項は、省令で定める。

(公有水面埋立法の一部改正)

第十三條 公有水面埋立法(大正十一年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第一條第三項中「耕地整理法」を「土地改良法」に改める。

第二條第六條中「耕地整理法」を「土地改良法」に改める。

2 第二條第一項に規定する耕地整理については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(日本勸業銀行法の一部改正)

第十四條 日本勸業銀行法(明治二十九年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

第十五條第二項中「耕地整理法」を依り耕地整理ヲ施行スル場合ニ於テ耕地整理組合若ハ其ノ聯合会ニテ土地改良法ニ依リ土地改良事業ヲ施行スル場合ニ於テ土地改良区若ハ土地改良区連合ニテ共同施行者ヲ数人共同シテ土地改良事業ヲ行フ者ニ改める。

2 第二條第一項に規定する耕地整理

理については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(北海道拓殖銀行法の一部改正)

第十五條 北海道拓殖銀行法(明治三十二年法律第七十六号)を次のように改正する。

第八條第二項中「耕地整理法」を依り耕地整理ヲ施行スル場合ニ於テ耕地整理組合若ハ其ノ聯合会ニテ土地改良法ニ依リ土地改良事業ヲ行フ場合ニ於テ土地改良区若ハ土地改良区連合ニテ共同施行者ヲ数人共同シテ土地改良事業ヲ行フ者ニ改める。

2 第二條第一項に規定する耕地整理については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(農林中央金庫法の一部改正)

第十六條 農林中央金庫法(大正十二年法律第四十二号)の一部を次のように改正する。

第五條中「耕地整理組合聯合会」を「土地改良区連合」に、「耕地整理組合」を「土地改良区」に改める。

2 第二條第一項に規定する耕地整理については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(社寺等に無償で貸し付けてある國有財産の処分に関する法律の一部改正)

第十七條 社寺等に無償で貸し付けてある國有財産の処分に関する法律(昭和二十二年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第四條及び第五條中「耕地整理法」を「土地改良法」に、「耕地整理」を「土地改良事業」に改める。

2 第二條第一項に規定する耕地整理

理については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(國有財産法の一部改正)

第十八條 國有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第二十二條第一項中「水利組合及び北海道土功組合を水害予防組合及び土地改良区」に改める。

2 第九條に規定する普通水利組合及び第七條第二項に規定する北海道土地組合については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(事業者団体法の一部改正)

第十九條 事業者団体法(昭和二十三年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第六條第二号中「イ 北海道土功組合法」を「イ 旧北海道土功組合法」に、「ニ 耕地整理法」を「ニ 旧耕地整理法」に、「ハ 水利組合法(明治四十一年法律第五十号)」を「ハ 水害予防組合法(明治四十一年法律第五十号)」に改め、「ナ 水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)」の次に「ラ 土地改良法(昭和二十四年法律第 号)」を加える。

(登録税法の一部改正)

第二十條 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十九條第八号ノ二中「所有権ノ取得」を「所有権又ハ土地ノ賃借権ノ取得又ハ保存」に改め、同條第十六号ノ二を削り、同條第二十号の次に次の一号を加える。

第二十一 土地改良法ニ依ル土地改良事業ノ施行ノタメ必要ナル土地又ハ建物ニ関スル登記(土地台帳法の一部改正)

第二十一條 土地台帳法(昭和二十二年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

土地台帳法目次中「第四章 審査、訴願及び訴訟」を「第四章 審査、訴願及び訴訟」に改め、土地改良事業施行地域の特例に改める。

第三十七條の次に次の一章を加える。

第四章の二 土地改良事業施行地域の特例

第三十七條の二 土地改良法(昭和二十四年法律第 号)の規定による土地改良事業(以下土地改良事業と略称する。)の施行に因る土地の異動については、第十條に規定する申告は、同法の規定により土地改良事業を行う土地改良区、土地改良区連合、農業協同組合、縣農業協同組合連合会又は同法第九十五條第一項に規定する共同施行者(以下土地改良事業施行者と総称する。)が行うものとする。

第三十七條の三 第十二條第一項の規定により賃貸價格を一般に定める場合においては、土地改良事業の工事着手後第三十七條の六第二項の規定による賃貸價格配賦前の土地については、当該工事着手時における当該土地の状況を基準として第十二條第一項に規定する区域を定めなければならない。

一七

第三十七條の四 土地改良事業の施行に因る土地の異動については、第十八條、第十九條、第二十一條、第二十二條、第二十三條、第二十四條、第二十六條乃至第三十條及び第三十二條乃至第三十四條の規定は、これを適用しない。

第三十七條の五 政府は、土地改良事業を施行した土地については、土地改良事業施行者の申告により（土地改良事業施行者の申告がないときは、政府の調査による。以下同じ。）第三十七條の六第一項但書に規定する土地を除き、第十七條の例に準じ、その仮貸賃借価格を定める。

政府は、仮貸賃借価格を定めるときは、土地改良事業を施行した地域（土地改良法第七十七條の規定により数区に分けられた場合には、その各々の区の地域とする。以下土地改良事業施行地域という。）について、当該地域内の土地の第三十七條の六第二項に規定する現貸賃借価格の合計額（第三十七條の七第一項及び第三十七條の八第一項の規定により現貸賃借価格の合計額に計算される額を含む。）の仮貸賃借価格の合計額に対する割合を定めて置かなければならない。

政府は、仮貸賃借価格及び前項に規定する割合を定めるときは、これを土地改良事業施行者に通知しなければならない。

目、地積及び貸賃借価格を定める。但し、公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二十四條（同法第五十條において準用する場合を含む。）の規定により所有権の取得があつた土地については、貸賃借価格を定めぬ。

前項の貸賃借価格は、土地改良事業施行者の申告により、土地改良事業施行地域内の土地の現貸賃借価格の合計額を当該地域内の各筆の土地にその仮貸賃借価格に按分して配賦し、これを定める。

第三十七條の七 國有地（土地改良法第五十條第一項の規定により譲與したものを除く。）又は第二種地で土地改良事業の施行に因り第一種地となつたものについては、前條第二項の規定により貸賃借価格を配賦する場合において、土地改良事業施行者の申告により、当該土地の従前の地域により当該土地改良事業の工事を完了した時における当該土地の状況を基準として、第十七條の例に準じその貸賃借価格を設定し、その額を同項に規定する現貸賃借価格の合計額に計算するものとする。

前項の規定により設定した貸賃借価格は、これを土地台帳に登録しない。

第三十七條の八 土地改良事業施行地域内に耕地整理年期中又は土地改良年期中の土地があるときは、第三十七條の六第二項の規定により貸賃借価格を配賦する場合において、土地改良事業施行者の申告により、当該土地改良事業の工事着手時における当該土地の状況を

基準として、第十七條の例に準じその貸賃借価格を修正し又は設定し、当該修正に因り増加した額又は設定した貸賃借価格に相当する額を同項に規定する現貸賃借価格の合計額に計算するものとする。前項の規定により修正し又は設定した貸賃借価格は、これを土地台帳に登録しない。

第三十七條の九 第三十七條の六第二項の規定により貸賃借価格を配賦した土地については、土地改良事業の工事着手の年の翌年から起算して三十年間は、第十二條第一項又は第十五條の規定により貸賃借価格を一般に定める場合において、これらの規定により定められるべき貸賃借価格に相当する額に第三十七條の五第二項に規定する割合を乗じて得た額によつて当該土地の貸賃借価格を定めるものとする。

第三十七條の六第一項但書に規定する土地については、前項に規定する期間、貸賃借価格は、これを定めぬ。

この法律において前二項に規定する土地が前二項に規定する利益を有する期間を土地改良年期中とする。

第三十七條の十 土地改良年期中の土地が第二種地となつたときは、当該土地につき地目交換があつたときは、前條第一項及び第二項の規定にかかわらず、当該土地の土地改良年期中は、終了する。

第三十七條の十一 土地改良年期中が終了したときは、政府は、その終了した年の翌年において、第十七條の例に準じ、当該土地の貸賃借

格を修正し又は設定する。

第三十七條の十二 第三十七條の五第二項に規定する割合につき異議のある土地改良事業施行者は、同條第三項の規定による通知を受けた日から一箇月以内に、不服の事由を具し、政府に審査の請求をなすことができる。

第三十六條及び第三十七條の規定は、前項の審査の請求についてこれを準用する。この場合において、第三十六條第一項中「前條」及び第三十七條第二項中「第三十五條」とあるのは、それぞれ第三十七條の十二第一項」と読み替へるものとする。

（臨時宅地貸賃借価格修正法の一部改正）
第二十二條 臨時宅地貸賃借価格修正法（昭和二十四年法律第 号）の一部を次のように改正する。

「耕地整理法を、旧耕地整理法」に改める。

（農地開発法の効力の制限）
第二十三條 農地開発法（昭和十六年法律第六十五号）は、昭和二十五年十二月三十一日又は閉鎖機關令（昭和二十二年勅令第七十四号）第十九條の四の規定により特殊清算終了の登記をした日のいづれか早い時に、その効力を失う。

2 農地開発法は、閉鎖機關令第三條第一項に規定する指定業務及び同令第八條の二第一項に規定する特殊清算を行うに必要な範囲以外のいかなる業務も行うことができない。
3 この法律施行後は、農地開発法

に基き新たに農地開発法を設立してはならない。

附則
この法律は、土地改良法施行の日から施行する。

○苦米地政府委員 ただいま上程されました土地改良法施行案につきまして、その提案理由の要旨を説明申し上げます。

土地改良法案につきましては、先般の御審議によりその内容を御承知のことと存じますが、この土地改良法の制定されました場合におきましては、従来存じておりました耕地整理組合、普通水利組合及び北海道土功組合をどう処置するかの問題を初めいたしまして、土地改良法の施行に伴う関係法令の整備等が必要となつて参るのであります。

土地改良法施行法案は、かような土地改良法の施行に伴う必要な措置を講じようとするものでありまして、その要

点と致しますところは、まず第一に、土地改良法の施行に伴い、耕地整理法及び北海道土功組合は廃止し、水利組合法は水害予防組合法として改正することとし、現存の耕地整理組合、普通水利組合及び北海道土功組合は、一定の要件を具備するものは土地改良区またはその連合への轉換を認め、しからざるものは、三年を経過したときに解散せしめるものとしたしておるのであります。

第二には、土地改良事業を施行した場合に地力が増進するため、地租の値上りを来すのでありますが、これについては、地租上の恩典を興えることとしたし、土地台帳法の特例として所要の規定を設けておるのであります。

います。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小笠原委員長 異議なしと認めます。それではさよう決めます。

次会は明十三日午前十時より開会することになりました。本日はこの程度で散会いたします。

午後五時二十六分散会

〔参照〕

土地改良法案(内閣提出)に関する報告書

土地改良法施行法案(内閣提出)に関する報告書

〔都合により別冊附録に掲載〕

きるではないかという点でございますが、これは清算に三年を要するというのではございませんで、現在やつておきます耕地整理組合は、大体今後三年もあれば、事業が完了するのではなからうか。今ただちにこれを解散させるとか、一年以内にとか、そういうことになりますと、事業の性質上たいへん困難を來しますので、大体三年くらいで完了するとしますれば、経過的には現在の法規で終了されまして、それでお終了できないものに対しましては、土地改良区に新しく乗りかえるなり、あるいはまた解散するというのでありまして、清算については別途をの以後になるわけでありませう。

それから地租法の恩典と申しますのは、先ほど竹村さんにお答えを申し上げましたように、この土地改良事業を行いました、地力が増進し、地價が上つたというふうな場合におきまして、今後この事業施行後三十箇年間は現行法と同じように地租を上げない、こういう規定であります。

○小笠原委員長 他に質疑はありますか。ないようでありますから、これにて質疑は終了いたしました。

次に、本案に対する討論に移ります。討論の通告もありませんから、この際討論を省略して、ただちに本案に対する採決に入ります。原案に賛成の諸君の御起立を願います。

〔総員起立〕

○小笠原委員長 起立総員。よつて本案は原案の通り全会一致可決いたしました。

なおこの際、報告書の件についてお諮りいたします。これは先例によりまして、委員長に御一任を願いたいと思